

むつ市議会第235回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成30年3月2日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第36号 平成29年度むつ市一般会計補正予算

【議案質疑、討論、採決】

第2 議案第36号 平成29年度むつ市一般会計補正予算

【議案上程、提案理由説明】

第3 議案第37号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて

【議案質疑、討論、採決】

第4 議案第3号 むつ市副市長定数条例の一部を改正する条例

【一般質問】

第5 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）22番 半田 義 秋 議員

（2）10番 東 健 而 議員

（3）18番 斉 藤 孝 昭 議員

（4）4番 工 藤 祥 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾 郎
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 社 長	瀬 川 英 之	保 福 健 推 進 社 健 部 康 り 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

計者部部長	樹 茂	計者部部長	樹 茂
理事室 委員長	中 柳	理事室 委員長	中 柳
査務 局長	秀 々	査務 局長	秀 々
会管総理出 監事	畑 二	会管総理出 監事	畑 二
教育部 部長	金 澤	教育部 部長	金 澤
部策監進長	吉 田	部策監進長	吉 田
務進推 部長	松 谷	務進推 部長	松 谷
財政推財 課	工 藤	財政推財 課	工 藤
保健部事進長	和 彦	保健部事進長	和 彦
社理推 課	節 雄	社理推 課	節 雄
保健副健課	佐 藤	保健副健課	佐 藤
部策監策長	濱 谷	部策監策長	濱 谷
設進政 課	重 芳	設進政 課	重 芳
建政推都課	濱 谷	建政推都課	濱 谷
營局策監部策監	角 本	營局策監部策監	角 本
業進道 課	力 剛	業進道 課	力 剛
公企政推下政推	瀧 田	公企政推下政推	瀧 田
務課 部長	飛 内	務課 部長	飛 内
部課面長	義 雄	部課面長	義 雄
務企 課	高 杉	務企 課	高 杉
財務室 部長	俊 郎	財務室 部長	俊 郎
財管施設 課		財管施設 課	
生年 課		生年 課	
民國課		民國課	
澤長部口ン監 理会長	之 一	澤長部口ン監 理会長	之 一
野所プロ 管局長	田 賢	野所プロ 管局長	田 賢
舎済イシ進 員局長	田 島	舎済イシ進 員局長	田 島
協庁経シモ推 選委事	浜 濱	協庁経シモ推 選委事	浜 濱
農委事經理	寺 島	農委事經理	寺 島
業長道長	萬 年	業長道長	萬 年
部策監整長	吉 田	部策監整長	吉 田
健部策監社長	鍋 谷	健部策監社長	鍋 谷
部策監業公局長	金 浜	部策監業公局長	金 浜
育会局策監長	須 藤	育会局策監長	須 藤
營局業監	川 西	營局業監	川 西
部全長	佐 藤	部全長	佐 藤
部長	木 下	部長	木 下
部長	中 村	部長	中 村

民市入課	生一	部民ツ長	伊藤大治郎	保福介課老頼福所	社福の寿	健部社長人家荘長	千代谷賀士子
経産課勤青本館	業少一	部興長労年公長	石田隆司	建土	設課	部長	中村久
教委事総括	員務務主	育会局課幹	畑中涉	公企総	業課	営局長	野坂武史
公企施設	業課	営局長	川島一彦	総総主	務務	部課幹	栗橋恒平
総総主	務務	部課幹	櫻田誠	総政推主	務進	部策課幹	新谷智文
総防安主	務全	部災課幹	菅原尚昭	民市入主	生一	部民課幹	中村昭男
経産振主	業興	部業課幹	小林睦子	教委事総主	員務務	育会局課幹	柏谷圭則
総総主	務務	部課事	中村善光	総総主	務務	部課事	佐藤貴昭

事務局職員出席者

事務局長	東	雄	二	次	長	伊	藤	泰	成
総括主幹	奥	本	聡	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜希子	主	事	山	本		翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に、諸般の報告をいたします。

2月20日及び23日に市長から、今定例会に計2件の議案を追加提案したい旨の申し入れがあり、議会運営委員会での協議の結果、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（白井二郎） 日程第1 議案第36号 平成29年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第36号 平成29年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、2億円の増額補正でありまして、これ

により補正後の歳入歳出予算総額は、343億8,854万6,000円となります。

市民生活の安全・安心を確保するため、除排雪委託料につきましては、これまでに2回の専決処分を行い、予算措置には万全を期してまいりましたが、先月中旬以降も依然として降雪が続き、今月も同様の状況が続くことが予想され、予算の不足が見込まれますことから、これを増額するものであり、歳出には土木費に除排雪委託料を計上し、歳入には決算見込みによる市税増額分及び財政調整基金からの繰入れを計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議案熟考及び議事整理のため、午前10時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案質疑、討論、採決

◇議案第36号

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 議案第36号 平成29年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案上程、提案理由説明

○議長(白井二郎) 次は、日程第3 議案第37号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) ただいま追加上程されました議案第37号 むつ市教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、本年3月31日をもちまして退職いたします遠島進氏の後任として氏家剛氏を任命いたしたく、提案するものであります。

この度、退職されます遠島氏は、就任以来7年11か月にわたり市の教育行政の要としてご尽力されました。ここに遠島氏の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(白井二郎) これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第37号については、3月8日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第4 議案質疑、討論、採決

◇議案第3号

○議長(白井二郎) 次は、日程第4 議案第3号 むつ市副市長定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 副市長を2人にするという議案に対して、若干質疑させていただきます。

県内、そして岩手県とか秋田県の副市長2人体制となっている自治体はどういう状況なのかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

そして次に、私としてはむつ市という規模の自治体では、副市長というのは1人で十分ではないかなというふうに思っております。副市長2人とする提案理由に、いろいろマネジメント体制を強化するなどという理由がありましたが、もっと詳しく理由をお聞きしたいと思います。

また、副市長1人の場合、何が問題だったのか、

そういったところも説明願いたいと思います。

最後ですが、副市長2人の人件費というのをお聞きしたいなと思います。給与だとか手当だとか共済、あと退職金負担金とかいろいろあるのですが、そういったのを含めて、トータルで人件費がどのくらいになるのかというのをお聞きしたいと思います。

とりあえず、以上よろしく申し上げます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず1点目ですけれども、総務省の調べによりますと、平成28年4月1日現在において、青森県では全10市のうち3市が副市長定数2名となっております。また、岩手県では、全14市のうち7市が副市長定数2名となっております。さらに、秋田県では、全13市のうち6市が副市長定数2名となっております。

2点目のむつ市の規模では1人で十分だという点、それから2人とする理由を詳しくということ、さらに副市長1人の場合、何が問題だったのかというようなお話でしたけれども、まず人口規模から見ますと、むつ市より少ない岩手県釜石市、人口3万7,000人ですけれども、2名体制ということになっています。また、同規模であります宮城県気仙沼市、人口約6万5,000人、それから福井県敦賀市、人口6万6,000人ということですが、こちら2名体制になっていると伺っております。したがって、規模ということに拘束されるということではなくて、仕事の内容によるものだということに理解をしております。

また、今回2人体制といたしましたのは、高齢者に優しいまちづくりや子ども・子育て世代を支援する体制の充実、市民の皆様の健康づくりを強化するための市役所組織の大幅改編を行うに当たって内部統制の強化が求められることや、私自身市長の業務の質的な変化、これが市の成長にとっ

て必要だと判断をしたためであります。

副市長が1人だからといって問題があったということではなくて、むしろ2人体制にすることで、より高度なパフォーマンスを実現し、大きく市政を前進させていただきたいと考えております。

なお、今回の組織改編の中では、こうしたことを支える組織として総務部に市長公室というものを創設することも考えております。

副市長2人の人件費ということでもありますけれども、副市長の給与はむつ市特別職職員の給与に関する条例の規定によりまして、給与月額が税引き前で69万円となっております。年間では、期末手当等も合わせて給与支給総額は1,100万円というふうとなっております。

なお、平成30年度当初予算の人件費ということでもありますけれども、退職者不補充などから、前年度と比較いたしまして、約2,300万円の減となっておりますので、そうしたこともご考慮いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 副市長を2人とするということで、高齢者だとか子供、健康づくり、そういったところを強力に推進していくというふうな答弁でございましたが、実際役割分担というのはどういうふうになるのかというのをまたちょっとお聞きしたいと思います。

そして、1人体制、1人の場合どういう問題があったのかということでは、特に問題はなかったということでもございました。2人体制にするのは、さらなるパフォーマンスを高めていくというふうなことでもございましたが、今までずっと職員が多かったときでさえも、前は助役という名前でもございましたが、1人で十分こなしてきたということでもございます。

そして、私が危惧しているのが、例えば平成25年

度の職員は500人だったのです。そして、平成29年度の職員が450人ということで、この間4年くらいで職員が50人減っているということがございました。私は、やっぱりこういったところが、それこそ高度なパフォーマンスという、行政をするのにかなり大きく響いているのかなというふうに思うのですが、そういう意味では副市長2人ということをする前に、もう少し職員をふやしていくというふうなところをもっと検討できなかったのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

しかも、これからもさらに職員を減らすという方向なのかどうかというの、あわせてお聞きしたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 再質疑の1点目ですけれども、役割分担ということではありますが、具体的に今検討しているものを申しますと、副市長2人で、まず総務部においては総務防災関係と、それから行政改革、情報政策関係を分担していただく。企画の部門は、全体は副市長お一人の方に見ていただいて、その中で多少分掌していただく。財務部の関係は、財務部、それから民生部もそれぞれ分掌していただく。福祉部門については、副市長、1人の方が福祉部、健康づくり部を見ていただいて、もう一人の方が子どもみらい部を見ていただく。経済部、都市整備部、下水道部、その他についてはそれぞれ分掌していただくという体制を考えております。

また、広域行政の分野は、下北地域広域行政事務組合と下北医療センターがございましてけれども、それぞれ分掌していただく、そういうような体制を考えてございます。

それから、お尋ねの2点目ですけれども、職員をふやしたほうがいいのか、あるいは減

らす方向かということでありましてけれども、そもそも今回組織改編で副市長が2人ということを考えて理由なのですが、まずそれぞれの組織で非常に専門性が高くなるということが見込まれます。また、現状の職員の構成や、あるいは経験や能力ということを考えますと、部や課の再編によって、相当部長や課長の年齢が若返ることになります。そうした観点からも、専門的かつ横断的に統括する必要があるというふうに考えましたので、副市長を2人体制にさせていただきました。

職員をふやすということをおっしゃいますけれども、採用の募集の状況を見ましても、あるいはU、I、Jターンということでの新しい枠組みをつくりましても、なかなか応募のほうがないという状況ですので、我々としては職員ふやすということはないです。適正な定員でこれからも管理をしていくということになると思っておりますけれども、それを同時に実現していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（白井二郎） 5番。

○5番（横垣成年） 職員の部分については適正な管理ということでございますが、職員適正化計画というのをこの間ずっと進めてきたのです。私としては、かなり職員は減らされていて、もうこれでいいのではないかなと思うような状況に、そういうふうなことを思っているのですが、そういう中でいろいろ職員の方の働きぶりを見ると、やっぱり前よりかなり厳しくなっているというのをじかに感じております。

そういった中で、副市長2人としてさらに専門性というのを高めていくということで、さらに職員に仕事を頑張れというふうな形の体制づくりというのはどうかというふうなことを感じております。それよりも職員をふやしていくという方向が、それこそ市民サービス向上というふうな方向

にもつながりますことから、やはり副市長を2人にするのではなくて、1人体制で今までやってきたわけですから、発想のほうを2人というほうに行かないで、きちんと市民サービスを充実していくと、あと職員をしっかりとそれに対応するような人数にしていくというふうな発想の行政のほうがいいのではないかなと思うのですが、そのところ。

そして、これからもさらに職員は減らしていく方向なのかどうかというのも、そこを再度確認させていただきます。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何かかなり誤解に基づくというか、偏見に基づくお尋ねのような気がしてなりません。

まず、職員の数というのは、これは定員適正化計画ということに基づいて、企業局職員も含めまして、平成29年から平成32年まで503人ということで行っています。これは、我々の財政規模でふさわしい形で行っているということでもありますし、今の目標としては、平成33年に502名ということで、これを減らすということは考えていません。ただ、今定員に達していない部分がありますので、その部分については我々採用のほうでしっかりやっていくということだと思っています。

今回の副市長2名体制ということのもう一つの大きな要因が、やはり私自身の仕事が非常に質的に変化していると。副市長というのは、あくまでも市長の代理という場面がありますので、そうしたところを考えていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、今年度新聞で私が市長として取り上げられた回数というのが、これさっき数えてみましたけれども、354回ありました。1日に1件のペースで新聞に取り上げられているということだと思います。その中には、取り上げられるだけで

はなくて、相当いろんな取り組みをしてそういうことになっている。テレビでも先月1カ月を調べたところ、15回取り上げられています。2日に1回、何らかの市の取り組みが取り上げられている。こうした発信ということが奏功しまして、現在私は全国市長会の評議員、それから東北市長会の常任委員、日本ジオパークネットワークの理事を初め複数の全国組織に所属しております。また、前職でのネットワークも含めて、さまざまな人脈を活用して、むつ市外での国への要望活動や民間企業に対するトップセールスの機会も相当ふえてきています。そして、そうした仕事こそ私自身の能力を最大限に生かせるものでありまして、こうしたことがむつ市に未来をもたらしていくと私自身は、こう確信をしています。

また、合併によって県内では最も広い自治体となっています。川内、大畑、脇野沢、それぞれの地区に寄り添って、そして現場の話を聞きながら政策を検討していくことが私自身にはこれまで以上に求められます。山積する行政課題を解決するためには、この対外業務と川内、大畑、脇野沢を含むむつ市内の業務、そして市役所の中の内部統制、これを同時に実現しなければなりません。そのためには、私体何個あっても足りないぐらいです。市長と2名の副市長による体制を構築することにしたものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

私自身がどれだけ今仕事をしているかということでもありますけれども、1日15件以上公務をこなすこともございます。また、土日のイベントなども公務も当然ありますので、さらに言えば、その間に職員の業務の相談も受けております。出張へ行っても、東京などに行きますと、1日で5件以上アポイントがあつたりします。休みもほとんどありません。そうした中でも欠席しなければいけない公務も多くある状況です。これが普通の状態。

正直平日の日中というのは、いろんなことを考える時間がほとんどなくて、例えば1時間講演をするというのも、十数分車に乗っている時間で復習をして、市内の講演に臨んでいる。夜の会合でも、参加者と交流を図りつつ、さまざまな意見をお伺いします。それをまとめて、さらに帰宅した後も、これは私の秘書グループの人たちとはやりとりしていますけれども、11時過ぎまでは落ちついて考える時間として仕事をしているというような状況です。

そうした中で、医師不足とかそういう特別なトピックについて、特別な動きが必要な行政課題については、大変申しわけないですけれども、公務というか、そのほかの市内の日程をちょっと休ませていただいて、弘前市や、あるいは仙台市に赴いてやっているような状況であります。

対外業務は、今この間隔でいっても、もっともっと行う必要が私はあると思っています。そして、関東の市長であれば、東京に行くのに時差がほとんどないです。国や関係機関との関係が深いというのは、それは当然のことなのです。そこに実は我々大きな差があって、この距離による実力発揮の場が奪われているというのが現状だと思っています。

私は、1日48時間あっても足りないと思っていますし、あるいはもう一人自分自身がいればもっとよいパフォーマンスができるというふうにな常に考えていました。その分は、寝る時間を削って市長という職を全うしようとしているのが現状であります。私にとっては、時間が何よりも貴重でありまして、毎日1時間、1分、これを工夫しないと、その日の仕事も仕上がらない、そういう状況であります。

皆さん、期待していただいている方も多いと思いますので、それにつれて仕事もどンドンふえていくと。私に会う市民の方の中には、何週間も何

カ月も待っていただいている方もいます。そうした方々に、私としては毎日十何件もありますけれども、常にベストな状態でお会いしていくということが求められますので、そうした思いには余すところなく応えていきたい。

そうした体制を整備するために、今回は副市長を2人体制とさせていただきますので、議員の皆様には十分にご理解をいただけることだと認識しております。よろしく願いいたします。

○議長（白井二郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。20番村中徹也議員。

○20番（村中徹也） 議案第3号 むつ市副市長定数条例の一部を改正する条例、いわゆる副市長を2名体制にするということについて質疑をいたします。

この議論は、私大変危険な議論が先行するといけませんので、今急遽ご質疑いたします。

私は、まず最初に、2人体制はもっと早くやるべきだったろうと、このように思います。副市長2人体制は、以前にも半田義秋議員、そして中村正志議員等々が公言しておりまして、私もその一人でありまして、早く2人体制をとるべきだろうと。それはなぜかと申しますと、市長という立場なのですが、もちろん選挙によって選ばれて、そしてある程度の白紙委任とまではいきませんが、政策そのものもある程度委任をされておると。そういった中で、若い市長、今の市長ですが、その方が日本一になる、世界一になるといったときに、要するに一般家庭で言いますと、家庭を守るのは奥さんというのは古い考えですが、一般家庭です、あくまでも、一般論として言えば、日本全国を飛び回ってむつ市をPRする、政策を推進する、また世界に飛び回るといふときに、この内部の市役所庁内、職員も含めて、そういった内部

を統率する役割が一人で足りるのかということが前から私も他の議員も思っておりましたので、今回の議案は私は非常に遅かったけれども、よかつたなど、このように思っております。

それで、先ほど危険な議論と言いましたけれども、ここで2つの質疑なのですが、まず職員の数とか、そしてまた行政規模、面積、こういったのを対比するような議案ではないのです、この2人体制というのは。何かというと、その時々選ばれた市長の政策の範囲、そして行動範囲、そして難易度、これによって2人体制、1人体制というのが決まるべきであろうと。ですから、危険な議論に落ち込んで、市民が誤解をするようなことがあってはならない。その点からして、私は1番目、そういうふうに考えておりますが、市長はいかがでしょうか。

2つ目、先ほど裁量権という話がありましたが、まさしく市長の裁量権です。もちろん議会の同意が必要でしょう。ですから、こういう議案になっていますが、どのような形にしても、いずれにしても裁量権を持っている権力の持ち主、市長が最後は全ての責任を得るということで、もちろんこれは心に入れておいて提案していることだと思いますが、いかがですか。

この2点をお尋ねいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず1点目の職員の数、それから人口の規模等と比較するものではないということでもありますけれども、私も全くそのとおりだと思います。ただ、そのとおりでありますし、ですから、先ほどのような答弁をさせていただきました。

ただ、職員の数はともかく、安心感というか、実際にほかの自治体はどうなっているのかということは我々として説明責任があると思いたしたので、冒頭の答弁ではほかの自治体のこともご紹介

をさせていただいたということだと思っております。

2点目ですけれども、裁量権ということだと思いますが、これは副市長2名にすると。これは、常に2名になるわけではありません。今回は、また新たな人事案としてこの後提案させていただきますので、2名になるということではありますけれども、そういう意味では今回まさに村中議員がおっしゃったように、私の仕事の範囲、それから市役所の範囲、仕事の仕方ということでこのような体制を提案させていただきましたので、全ての責任は私にあるというふうに理解をしております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） まさしくそのとおりだと思います。ですから、先ほども申しましたが、いわゆる内部統制だとか、ある一定の行事なんかは、私も一般質問でやりましたけれども、マスメディアへの露出の頻度があれだけありますから、政策遂行のために何が大事かという体力、気力なのです。ですから、どうぞ日本全国にむつ市を売り込むために内部統制、そして行事等は2人体制になったら分散して、選ばれた人がそのときの市長ですから、選ばれた政策がありますから、それをよかれと思って選んでいるわけですから、それを遂行すべきだと思います。最後のお尋ねですが、よろしくお願ひします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） それも大変大事なポイントだと思っています。私自身は、自分の仕事を楽にしたいからこの2人体制にしたということではありません。そして、この市長という仕事は、考えてみますと、楽にしようと思えば、週に1回ここに来て決裁の判こだけついていれば何とかなのです。しかし、私はその選択はしません。市の将来を見据えて、今必要なことを自分の能力を最大

限に発揮して、発揮し続けてやり続けていきたいというふうに考えています。そういう意味では、もっともっと仕事をして、このむつ市に、そしてこのむつ市長としての責任を果たすための2名体制だということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） これで村中徹也議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第3号 むつ市副市長定数条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、副市長を2人とするものであります。提案理由にマネジメントの強化云々とありますが、納得いくものではありません。現在よりももっと職員がいたときでさえ助役1人、副市長制となっても1人で推移してきました。この間、職員適正化計画として一般職員をかなり減らしてきました。2013年度と2017年度を比較すると、この4年間で50人が減らされております。住民サービスを向上させるためにも、職員の増員こそが求められているのではないのでしょうか。

しかも、むつ市のような規模の自治体で副市長2人体制の必要性はありません。本案に反対いたします。

○議長（白井二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第3号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者3人）

○議長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 一般質問

○議長（白井二郎） 次は、日程第5 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより半田義秋議員、東健而議員、斉藤孝昭議員、工藤祥子議員、菊池光弘議員、佐賀英生議員、横垣成年議員、原田敏匡議員、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、浅利竹二郎議員、村中徹也議員の順となっております。

本日は、半田義秋議員、東健而議員、斉藤孝昭議員、工藤祥子議員の一般質問を行います。

◎半田義秋議員

○議長（白井二郎） まず、半田義秋議員の登壇を求めます。22番半田義秋議員。

（22番 半田義秋議員登壇）

○22番（半田義秋） 議場にいる皆様、エフエムアジュールをお聞きの皆様、おはようございます。創世むつ所属、旧川内町出身の半田義秋でございます。

日本中を興奮の渦に巻き込んだ平昌冬季オリンピックも先日閉幕しました。日本勢は金メダル4

個、銀メダル5個、銅メダル4個の計13個のメダルを獲得し、冬季オリンピックとしては日本最多のメダル獲得数となりました。どのメダルでも、日本選手がメダルを獲得する瞬間には興奮しましたが、特に羽生結弦選手のフィギュア男子シングル、それから小平奈緒選手のスケート女子500メートル競技に感動いたしました。カーリングの女子の3位も立派なもので、仲間同士がかけ合う「そだねー」がことしの流行語大賞にもなろうとしております。また、高木姉妹は2人合わせて金メダル3個、銀、銅メダルが各1個の1家族として計5個のメダルを獲得しました。これは、国別メダル数にすると、実に13位になるそうです。大したものです。この後行われるパラリンピック、また2年後の東京オリンピックでもきっと新たな感動と興奮を覚えることでしょう。

宮下宗一郎市長が誕生してから、はや4年がたとうとしております。私が市長に一般質問するのは、平成27年6月定例会以来ですが、そのときの一般質問では、4項目ほど質問いたしました。

その1つが、青森県一広い面積を持つ当市では、副市長1人では市長として大変な重労働であり、現に現職市長が相次いで倒れるというハードな仕事ですので、副市長2人制にしてはいかがでしょうかと質問いたしました。そのときの市長の答弁では、就任して1年目であり、やる気満々の時期でありましたので、それに市民、議会の理解が得られるかどうかかわからないので時期尚早だと答弁がありました。田名部、大湊、川内、大畑、脇野沢の地区と、それに付随する各町内にはそれぞれの歴史があり、風習があり、行事があり、まして県内一広いむつ市です。それに対応するには、体が幾つあっても足りません。幾ら若いといっても、体力が消耗され、健康を害するのではと、私ばかりではなく市民も心配しておりましたが、先ほどの副市長2人制を市長が議案として提案し、議会にお

いて可決されました。これにより各地区の行事等の参加参列には、市長が出席できない場合には、副市長が出席できるようになりました。これで私も内心ほっとしたところです。

それから、もう一つの質問、認知症対策として、認知症の人にGPSをつけたらいかがですかとも質問しました。それも新年度から試験的に行うということであり、本当にありがたいことだと思っております。

それでは、むつ市議会第235回定例会に臨み、4項目8点について一般質問させていただきます。

まず第1項目め、超高齢化時代を迎えてありますが、昭和22年から昭和24年、25年生まれのいわゆる団塊の世代が7年後の2025年には75歳以上の後期高齢者となります。当然私もその中の一人ではありますが、実にむつ市では25%を超え、4人に1人が75歳以上の後期高齢者になる超高齢化時代を迎えます。

75歳でも現役で元気に働いている方もおりますが、ほとんどの方は体に変調を来し、働けなくなり、生産者年代から消費者年代になっていきます。国としても、ゆゆしき問題であり、当むつ市でも、市として今からその対策をしていかなければならないと思います。

例えば介護施設は足りているのか、病院のベッド数はどうなのか、元気で生活してもらうための予防はどうなっているかなど、市としての対策をお聞きいたします。

第2点目、終の棲家についてお聞きします。人間誰でも終わりを迎えます。そのとき、その人はどこで終わりを迎えるのでしょうか。老人ホームでしょうか、介護施設でしょうか、病院でしょうか、それとも自宅でしょうか。2025年以降の時代には、今よりもますます老人に対して厳しくなり、特養ホームも入るところがない、病院のベッド数

も足りないとなると、在宅介護を受けながら終わりを迎えることとなります。

それでもまだ家族と一緒に暮らしている人はいいけれども、ひとり暮らしの人はどうなるのでしょうか。寂しさとともに終の棲家を迎えることとなります。政をつかさどる人は、そういうことも考えていかなければならないと思いますが、市ではそれに対してどのような対応策を持っているのか、あるならばお聞きしたいと思います。

きのう、きょうとむつ市内の高校は卒業式でした。きのうはむつ市内の3校、きょうは私の地元の川内校舎の卒業式です。私が議員になって18年、欠かさず卒業式に参加してまいりましたが、きょうは残念ながら出席がかないませんでした。進学する人、むつ市以外に職を求め人、むつ市に職を求め人、家事の手伝いをする人、皆さんそれぞれ違う道を歩みます。毎年この時期になると、高校卒業生の半数以上がむつ市を去って行きます。ただただ指をくわえて見ているだけの歯がゆさを感じる時期でもあります。去って行く高校卒業生が、また何らかの形でむつ市に戻ってくることを願いつつ質問いたします。

合併する前の平成12年、旧4市町村合わせて6万7,000人あった人口が合併時には6万4,000人、そして5年後の平成22年には6万1,000人、ことしの1月31日現在では、とうとう6万人を切り、5万8,860人となりました。人口減少には、自然減と社会減があります。自然減への対応は極めて困難であり、あえて言うならば、現有の婚姻率や出生率に踏み込む必要があります。一方、社会減には、政策次第では変わり得る可能性があります。

そこで今回私が質問する意図があります。外国人就労者問題についてであります。昨年9月定例会において、当会派の佐賀英生議員が同じような質問をしておりますが、私は少し違う観点から

質問いたします。

1993年に外国人技能実習制度が開始され、2010年には現行の技能実習制度が施行され、それ以後いろんな面で外国人就労者を受け入れやすい制度に変わってまいりました。日本における外国人就労者は、今や130万人だそうです。外国人の就労者の拡大は待ったなしで、ますますふえるでしょう。特に介護、農業、宅配、医療分野では不可欠であると言っております。

むつ市は、いわば1次産業のまちです。その農業、漁業に後継者が少なく、深刻な問題になっております。それに当市には県内一広い土地がございます。荒れ放題の休耕地がたくさんございます。それらをうまく利用して、外国人就労者をふやしてはどうでしょうか。

そこでお尋ねします。青森県の外国人就労者とあわせてむつ市の外国人就労者の数を教えてください。

戦略がないままでは、希望の光が見えず、人口減少がさらに加速します。外国人の技能実習生を増加させ、それを市の産業の活性化に活用し、その先の海外交流を地域武器として、そこに若者の雇用やビジネス企業に展開するようなアイデアや工夫に知恵を絞り、考え方が生まれてくるのではないのでしょうか。市長の見解をお聞きいたします。

もう一つの人口減少対策として、全国の定年退職者、現役引退者と言いかえてもいいでしょう。その人たちをむつ市に移住させる対策について質問いたします。

団塊の世代が生産者から消費者にかわる時、終の棲家をどこにするのか、それはその土地が風光明媚であること、おいしい食材があること、医療が充実していること、海、山、川が近くにあること、交通の便がよいこと、温泉があること、近くに買い物するところがあること、その土地の人の柄がよいこと、気候がよいこと、物価が安いこと

だそうでございます。むつ市には、そのうち8点ほどが該当します。PR次第では、その人たちが終の棲家としてむつ市に移住してくれるかもしれません。むつ市では、そういう人たちに対し、どのような優遇措置があるのか、もしあるとしたら教えてください。

また、これについてPRはしていますか。あわせて答弁願います。

3項目めの地域住民の要望についてを質問いたします。私は、旧川内町の出身でありますので、どうしても川内地区の住民の要望を耳にします。しかしながら、私はむつ市全住民の公僕であり、他地区の要望を聞くこともあります。他各地区選出の議員がおりますので、その手前、道義上、それは一般質問はいたしません。こっそりと部長、課長をお願いします。

それはさておき、本題に入ります。(1)として、川内町田野沢地区の道路拡幅工事についてお尋ねします。県では、工事を行うようなそぶりを見せ、測量やくい打ちなど、四、五年前から行っておりましたが、一向に工事が行われません。一体どのようなになっているのかをお聞きします。

2番目として、川内町桧川地区の融雪溝についてお尋ねします。これは、県、市の工区がそれぞれ分かれております。県のほうは、あらかた終わりました。市の工区のほうは、遅々として進みません。財政難もわかりますが、融雪溝というものは一本につながって初めて利用価値が生まれるのです。これでは、絵に描いた餅ではありませんか。ただ見ているだけです。同地区の、桧川地区の貝田橋の改築工事を市長にお願いしたところ、早速やっていただき、昨年完成を見ました。本当にありがたいことです。だから、余り強くは言えませんが、工事の開始時期及び進捗状況を教えてもらいたい。

(3)として、川内町宿野部地区の道路改良工

事についてお尋ねします。これも県の工事ではありますが、青森県の重点要望事項になってから、これは何年も前から要望している事項であり、ある程度土地の買収も進んでいるようです。また、何か遺跡が発見されたと伺っております。そこで、工事のめどはどのようなものなのか教えてください。

以上、地域住民の要望事項として3点ほどお願いいたします。

最後の質問に入ります。市長の政治姿勢についてであります。私が代表議員として超党派有志議員9人で宮下宗一郎現市長に対し、市長選に再出馬を要請する会をつくりました。そして、ことし1月29日、要請文を宮下市長に手渡しました。それは、市長の4年間の実績と、今後のむつ市の道しるべになっていただきたい、その一心から再出馬をお願いしたわけであります。市長は、我々の意を酌んでいただき、去る2月15日、2期目への再出馬を公に表明してくれました。そこで、2期目への出馬に当たっての公約と、むつ市の将来構想についてお聞かせ願えれば幸いです。

以上、4項目8点について壇上よりの質問といたします。理事者側におかれましては、明快かつ前向きなご答弁を期待しております。

○議長(白井二郎) 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 半田議員のご質問にお答えいたします。

超高齢化時代を迎えて、人口減少の対策について及び地域住民の要望についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

私からは、政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。去る2月15日に、本年6月3日投票のむつ市長選挙への立候補を表明させていただきました。思い返せば4年前、前市長の急逝を受

け、それまでの仕事も生活も全てなげうって出馬したのが前回のむつ市長選挙でありました。そのときは、前市長の遺志と路線の継承を軸に、むつ市長選挙で史上最多となる2万1,844票ものご信任を得て新市政をスタートさせることができました。今日に至るまで、本当にたくさんの市民の皆さんや議員の皆様からの多くのご支援、ご協力に支えられたからこそ、これまで市政の経営に邁進できたものと感じております。

この中では、霞が関で働いては決して感じることでできなかった現場で顔が見える形で進む政策のダイナミズムなど、市長選出馬によって私が失ったもの以上に、むつ市長として、一人の人間としてかけがえのないものを市民の皆様、そして議員の皆様からいただいたと考えております。

私は、就任当初、当市に対してどこか時代の流れに取り残されているという思いを感じておりました。しかし、3年8カ月の歳月の間、常に試行錯誤を重ねながら起こしてきた一つ一つのチャレンジが、今徐々にではありますが、このまちにより連鎖を生み出し始めているように実感しています。

今後は、時代の流れに乗るだけでなく、時代の流れを変える、変革の波をむつ市の行動によって起こし、それによって日本をも変えるチャレンジをしていきたいと考えております。

また、そのことによって市民の皆様の一層の笑顔がいただけるよう積極的に挑戦してまいりたいと考えております。

2期目での公約についてであります。現時点では仕事づくりと地域経済の活性化、地域医療改革と高齢化対策、人に優しく災害に強いまちづくりの推進、家族に寄り添う子ども・子育てへの支援、学力向上と共生社会実現のための教育改革、健康づくりの推進による長寿社会の実現、市民の皆様との協働による市政経営の推進の7つの政策

を柱に考えております。しかしながら、本定例会に上程しております平成30年度予算案、そして組織改編案が、これらの大前提となりますことから、この議論を踏まえたうえで、後日詳細を正式に発表させていただきたく存じます。

半田議員を初め議員の皆様におかれましては、何とぞこの公約作成にもご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 超高齢化時代を迎えるについての1点目、2025年問題についてのご質問にお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、当市の高齢者人口は1万8,482人となり、そのうち75歳以上の後期高齢者は、現在の8,863人から1,370人ふえ、1万233人になると予測されます。市内にある介護保険施設及び有料老人ホーム等の高齢者が入所できる施設は合計で33施設、定員数1,233名であり、各施設において入所待機者がいる現状ではありますので、今後高齢者人口が増加していく中においては、介護を必要としない健康な高齢者、または施設入所を必要としない高齢者の割合をふやしていくことが喫緊の課題と考えております。

また、病院のベッド数につきましては、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院から充足していると伺っております。

市では、超高齢化社会における多様な課題に対応するため、予防、介護、医療、生活支援、住まいを一体的に提供することを目的とした地域包括ケアシステムの構築を推進し、自助、互助、共助、公助の力がつながることによりできる支え合いの力で、この課題を解決していきたいと考えております。

現在市民の皆様にご生活の安心を与えるサービスとして、高齢者と接する機会の多い新聞販売事業者、水道、ガスのライフライン事業者など、計

79事業者に参加していただいている高齢者等見守りネットワーク事業のほか、認知症の方を地域で支え見守る認知症サポーター養成事業や、認知症で徘徊などがある方を事前に登録し、行方不明になった場合早期発見につなげる認知症徘徊SOSネットワーク事業、通称「おかえりネット」など、市民の皆様を初め民間事業者の方々にご協力をいただきながら、地域の力が優しさでつながる事業を展開しているところであります。

また、高齢者が増加していく中で、将来にわたり健康で介護サービスを受ける必要のない方の割合をどれだけふやしていくことができるかが問題と捉えており、健康なうちから介護予防へ取り組む必要があると考えております。

そのための具体的な取り組みとして、元気はつらつ運動教室や認知症予防、栄養改善、口腔機能向上のための介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催しているほか、住民ボランティア団体等が主体的に行う高齢者が気軽に通える交流の場や介護予防運動の活動支援を行っております。

今後におきましても、むつ市総合経営計画の高齢者福祉の目指す姿であります「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域」の実現に向け、介護予防・生活支援サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢化時代を迎えてについての2点目、終の棲家についてのご質問にお答えいたします。終の棲家とは、死を迎えるまでどのように生活し、どこで最期を迎えるかを意味するものと認識しております。市では、平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定するに当たり、65歳以上で要介護を受けていない方や、要支援1、2の方を対象とした日常生活圏域ニーズ調査において、人生の終末期についての調査を行っております。

その中で、人生の終末期をどこで迎えたいかの問いには、「自宅で迎えたい」という方が58.6%、「病院」が21.8%、「介護施設」が11.8%という結果となっております。また、どのようなサポート、支援が必要かの問いには、「家族の協力が必要」が66.8%、「往診や訪問介護等の医療サービス」が62.3%、「ヘルパー等の介護サービス」が41.8%となっております。この結果から、人生の終末期である終の棲家は、住みなれた自宅で家族に囲まれながら生活し、最後は家族にみとられたいとの思いがあると読み取ることができます。

市では、これまで介護保険施設の整備を計画的に進めながら、高齢者が在宅においても安心して介護を受けられるための事業を行ってまいりました。事業の内容といたしましては、高齢者に在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携支援事業を実施しております。高齢者が医療機関から在宅生活にスムーズに戻ることができるようにするため、医療、介護、福祉、行政等関係者による連携の推進と情報共有及び地域課題について協議をするむつ市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、平成29年4月には、地域の方々の相談窓口となるむつ市在宅医療・介護連携支援センターを一部事務組合下北医療センターむつ総合病院に設置し、医療と介護が切れ目なく提供できる体制を整備しております。

また、高齢者の在宅での生活のサポートとして介護保険サービスのほか、高齢者のみの世帯を対象とした配食サービス、介護度が高い方や障害のある方など、外出が困難な方を対象とした外出支援サービス、簡易な生活上の支援を行うホームヘルプサービス等の市独自の高齢者福祉サービスを実施しております。

今後におきましても、むつ市総合経営計画の高齢者福祉の目指す姿であります「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあい

と支え合いの地域」の実現に向け、自助、互助、共助、公助のそれぞれの力が優しきでつながり、笑顔が輝き続ける地域を目指して事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 人口対策についてのご質問の1点目、外国人就労者についてお答えいたします。

厚生労働省が取りまとめている外国人雇用状況の届け出状況では、平成29年10月末現在の青森県の外国人労働者数は2,614人となっております。この届け出状況では、市町村別の外国人労働者数は公表されておきませんが、市が事業者等への聞き取りにより把握している外国人労働者は、平成30年2月23日現在で9事業者団体で48人となっております。このうち外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、いわゆる技能実習法に規定する技能実習生が最も多く、6事業者団体で39人となっております。

外国との経済連携協定EPAによる介護福祉士候補者は1事業者で5人となっております。このほか日本人配偶者の身分に基づく在留資格として1事業所3人、専門的、技術的分野の在留資格として1事業所1人となっております。

こうした中で、2月20日に開催された経済財政諮問会議で安倍首相が在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的には認めないといった前提条件のもと、真に必要な分野に着目しつつ、制度改革の具体的な検討を進め、ことしの夏に方向性を示したいと発言し、法務大臣等に検討を開始するよう指示しており、市といたしましては国の動向を注視してまいりたいと考えております。

現在むつ市におきましても、有効求人倍率が1以上の高い水準で推移し、慢性的な人手不足になっている事業所が多くなってきていると認識して

おり、むつ市総合経営計画で若者の地元就職の促進に取り組むこととしております。

具体的には、就業を希望する高校生の市内就職の促進を目的とした優良事業所の見学会や、高校生の市内就職に向けた意識啓発を図るためのフォーラムを開催することとし、事業者の人手不足の解消に力を入れてまいります。

また、外国人技能実習制度は、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに寄与することを目的としておりますが、安価な単純労働力の確保として捉えられ、長時間労働や賃金の不払い、実習生の失踪といった問題が発生していることから、市内の事業者が外国人の技能実習生を適切に受け入れるための制度説明会や相談会を開催することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 企画部長。

○企画部長（村田 尚） それでは、次に人口減少の対策についての2点目、定年者をむつ市に移住させる対策についてお答えいたします。

移住定住につきましては、むつ市総合経営計画において、最優先事項として「人口減少対策の推進」を主要課題に位置づけ、基本方針にある「まち・ひと・しごと創生の推進」に基づき、若い世代を中心とした定住移住の促進を図ることとしております。

主な取り組みとしましては、市のホームページに移住希望者向けのページを開設し、育児や医療、交通といった当市での生活環境に関する内容を掲載し、定年を迎えられた方々を初め、移住をお考えの方々へ向けた情報発信を行っておりますほか、昨年8月には東京交通会館において開催されました青森県合同移住フェアに参加し、首都圏から青森県への移住希望者向けの相談会を実施したところでございます。

移住フェアでは、相談ブースを設置し、当市の魅力や暮らしについて紹介したほか、参加者の方

々から移住に関するご相談をお受けしたところ
でございます。

また、人口減少対策につきましては、下北圏域
全体で連携して取り組む喫緊の課題となっており
ますことから、昨年9月に結婚による他地域から
の定住の促進、人口の増加を図ることを目的とし
て、圏域5市町村で構成する婚活事業に取り組む
組織として、「しもきた恋パーク」を設立し、10月
に「しもきた恋物語」と銘打った婚活ツアーを開
催いたしました。

婚活ツアーは、むつ市と東通村にあるジオサイ
トを舞台に実施し、薬研地域でのバーベキューや
ハイキングを初め、市内のホテルでのディナーパ
ーティーや「恋する灯台」に認定された尻屋崎灯
台の見学を楽しんでいただきました。本ツアーに
は、男性15名、女性10名の参加者があり、結果
として5組のカップルが成立しております。

この婚活イベント「しもきた恋物語」につつま
しては、今後も下北ジオパークを初め、下北の観
光資源や特産品を生かしたツアー型企画として圏
域市町村の持ち回りで平成31年度まで複数回の開
催を予定しているところでございます。

また、3月10日には北の防人大湊安渡館におい
て、20歳から50歳までの独身の方を対象に、ジャ
ズ演奏や下北の食材をふんだんに使った料理を楽
しんでいただきながら、出会いの場を提供するこ
とを目的として、「安渡館大正ロマン交流会」を開
催することとしております。

このように移住定住に係る取り組みを進めてい
るところであります。申し上げるまでもなく、
定年を迎えられた方々を初め移住定住を考えられ
ている方々に求められるのは、安心して暮らせる
快適な生活環境であると認識しておりますので、
引き続きむつ市総合経営計画において、目標とし
て掲げた「人口減少の抑制」に取り組み、「笑顔
かがやく希望のまち むつ」の実現を目指してま

いりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（光野義厚） 地域住民の要望につい
てのご質問の1点目、田野沢地区の道路拡幅工事
についてお答えいたします。

当該事業は、青森県が事業主体となり、国道
338号田野沢地区約750メートルの狭隘区間の解消
及び冬期間の交通確保を図るため、平成25年度か
ら歩道及び融雪溝の整備に着手しております。

進捗状況につきましては、全51筆のうち20筆の
用地買収を完了しており、今後とも用地買収を進
めるとともに、工事着手が可能となった区間から
順次整備を進めていくと伺っております。

次に、ご質問の2点目、桜川地区の融雪溝につ
いてお答えいたします。当該事業は、国道338号
と市道を面的に整備をすることとしており、青森
県の事業としては国道338号の狭隘区間の解消及
び冬期間の交通確保を図るため、平成22年度から
用地買収等を進めるとともに、融雪溝の整備を実
施しており、来年度も引き続き実施していくと伺
っております。

また、市が事業主体となっております部分につ
いては、平成25年度に測量設計委託を完了してお
りませんが、昨年度から今年度にかけて桜川地区
の貝田橋架設工事も実施しておりますし、また現在
進行中の高野川護岸整備工事等の進捗状況を見き
わめながら、順次整備してまいりたいと考えてお
りますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、宿野部地区の道路拡幅
についてお答えいたします。当該事業は、国道
338号宿野部地区約270メートルについて見通しの
悪い急カーブを解消するため、平成27年度から事
業に着手し、今年度中の用地買収の完了を目指し、
来年度は埋蔵文化財調査を予定し、その後の工事
着手予定であると青森県より伺っております。

市といたしましても、国道338号は川内、脇野

沢方面に通じる最重要路線であると認識しておりますことから、事業主体であります青森県に対し、県単独事業として要望しておりますし、今後も早期の事業完了に向けて要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 22番。

○22番（半田義秋） 答弁ありがとうございました。

1番目の2025年問題であります。今のお答えですと、2025年にはむつ市の人口の約25%以上が75歳以上になるというお話でしたが、それに対し介護施設や病院は足りない、1,000人ちょっとです。対応できるのは、1万2,850人いるその75歳以上の人、皆々介護を必要とするわけではありませんが、その2割といたしましても2,500人いるのです。それに対して、その半分しか対応できないということになりますので、最後はやっぱり在宅で介護を受けるしかありませんね。

それで、2040年には、2040年といえは私は90歳か、いないけれども、ひとり暮らしの世帯4割がひとり暮らしだと。ひとり暮らしということは、先ほど部長が、むつ市の統計をとってみたら、自宅で家族に介護をされながら最期を迎えたいというような統計がありました。家族がある人ならそれでいいかもしれないけれども、ひとり暮らしがもう4割と非常に多いのです。それに対して、その場合は市としてどのような対応をするのですか、お聞きします。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

先ほど答弁の中でも申しましたように、やはりその場合は地域等の支え合いが必要になってくると思います。また、あわせて在宅生活、あるいは介護等支援の充実等に努めていくということになるかと考えております。

○議長（白井二郎） 22番。

○22番（半田義秋） 介護の充実ですね。それはど

のような、例えばヘルパーさんを市で探してやるとか、それから在宅に先生が訪問する往診をしてもらいたいと思っても、往診する先生が現にむつ市内にいるのですか。川内はいませんよ。ひとつお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 在宅介護の問題については、これ非常に全市の課題だと思っています。そうした中で、今現在市の独自のサービスとして、例えば外出支援サービス事業として、高齢者の方々、外出が困難な方を対象に移送車両を利用し送迎を行うという事業をやらせていただいたりですとか、あるいは訪問理美容サービスといいますか、これは在宅に行って散髪を行うという事業ですとか、あとは軽度生活援助ホームヘルプサービス、日常の家事援助等を行うサービスですとか、あるいは除雪サービス等を行っております。こうした形で、在宅で暮らしております高齢者の方々に対する支援はこれからも継続し、かつ拡充していかなければいけない課題だと思っています。

さらに往診といいますか、地域包括ケアの中で最も重要になる、お医者さんが在宅に行って診るという行為ですが、そもそも今現時点で、当地域全般で60名近い医師不足の状況であります。そうしたところをうまく解消しながら、これを実現していかなければならないと思いますし、もう一つ解決の手段としては、例えばICT、テレビ、高齢者の方はパソコンといってもなかなか難しいので、テレビとかで簡単にお医者さんと交流ができるとか、あるいはお薬もそこで処方してもらえますとか、そういったことも将来的には考えながら事業を進めていかなければいけないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 22番。

○22番（半田義秋） 市長の答弁でわかりました。市長、7年後といえはしても、市長はまだ46歳、

まだまだきっと市長をやっていると思うのです。そのときの対策として、今からある意味で対策を考えておかないと、市長が2期目の公約で老人に優しいむつ市を目指すと言いましたけれども、優しくなくなるかもしれないので、ひとつ今から対応を考えておいてほしいなと、そのように思っております。

それでは、2番目の人口減少の対策についてお尋ねします。今青森県とむつ市の外国人就労者の人数は聞きました。青森県は2,614人、むつ市は40人ちょっと。これを日本の就労者割合と比べますと、青森県は人口割合が100分の1なのです。日本は1億3,000万人でしょう、今、青森県は130万人。ちょうど100分の1なのです、青森県の人口は日本の人口と比べて。それに対して就労者2,614人、これはかなり低い数字なのです。例えば130万人の1%といたしましても、1万3,000人いなければならない計算になりますよね、青森県全体で。さらに、むつ市は6万人といたしまして、青森県の人口から見ると、ちょうど5%なのです。それに比べて就労者は、その10分の1、0.5%、かなりやっぱり低いと言わざるを得ないのです、むつ市全体といたしまして。そこで、ただ来るのを待っていては、むつ市に外国人は来ません。

昔は、外国人就労者といいますと、韓国人かフィリピン人でしたが、今はちょっとさま変わりしまして、ベトナム人が多いのです。市長もベトナムには1度か2度は行っていると思いますが、なぜベトナム人が日本を求めるのか。それは、ベトナム人は、今、あれが40歳として、非常に働き…ごめんなさいね、資料がいっぱいあるものから。

(「時間ないぞ」の声あり)

○22番(半田義秋) ごめんなさい、時間ないのは私の責任です。

(「何かしゃべりながら」の声

あり)

○22番(半田義秋) いい。働き盛りが今40歳、非常にベトナムは若いのです。それに、ご飯、主食が米。箸を使いますし、宗教も仏教徒。それで、日本に非常に憧れている民族なのです。ベトナムの人たちを本当は実習生として呼べばいいのですけれども、そのつてがなければ来ませんよね。

そこで、むつ市と協定を結んでいる青森中央学院大学もベトナム人留学生が多くなっておりすが、同大学のギア先生という人、市長は知っていますね。

(「はい」の声あり)

○22番(半田義秋) 知っていますよね。その人とか、それからワイナリーのオーナーである北村守氏、あの人もしょっちゅうベトナムに行って人脈が多いのです。それから、川内にも、川内出身なのですけれども、ベトナムで大きな食堂とか商店を開いている人がいます。その人たちのつてを頼って、むつ市にそういうベトナム人を呼んだらいかがなものでしょう。もしそれに対してお答えがありましたら、市長、お答えください。

○議長(白井二郎) 市長。

○市長(宮下宗一郎) お答えいたします。

まず、外国人就労者についての基本的な認識ですけれども、我々つい最近までというか、昨年、一昨年までは有効求人倍率が1を切っている状況でありました。つまりむつ市内でもなかなか仕事が見つからないというような状況でありましたので、そうした中では外国人就労者ということが、このまちに入ってきて仕事をどんどんしていくということは基本的にはなかったのであろうというふうに思います。

ただ一方で、今現在1を超えている状況です。そして、職種によっては数倍ということになっていますし、また現実にも今ベトナムも含めて外国人の方が就労しているという状況ですので、そうし

た観点からは、今後人材不足のところについて、外国人就労者がこのまちでも仕事をしていくという可能性については十分に考えられると思います。

次に、ベトナムについてでありますけれども、ベトナム、私もシティプロモーションで行ってまいりました。平均の年齢が20代ということで、日本が40代の後半ということを考えますと、大変若い国で、物すごく人口もふえていって成長している国であり、また半田議員がおっしゃるように日本への憧れも強い。それはなぜかといいますと、所得が圧倒的に日本のほうが多いわけですから、そうした意味で日本でチャンスをつかみたいという方が多いというふうに、これは私はホーチミンの人民委員会の委員長と懇談をさせていただきましたので、その委員長がそのようにおっしゃっておいりました。

したがって、ベトナムを含めてさまざまな国の就労者がこれからむつ市を支えていく可能性については、もちろん半田議員と同じように考えておりますけれども、これはあくまでもまず民間企業で人材不足のところをそうしたことをやっていくと。そのお手伝いを我々はしていくと、こういうようなスタンスで考えています。そうした中で、これから外国人技能実習制度の制度説明会や相談会というものも開催するようにしております。

ただ、その前に、やはりUターンですとかそういうこともしっかりと対応していかなければいけないと思っておりますので、そうしたこととあわせて、むつ市内の人材不足に対してしっかりとした取り組みを今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 22番。

○22番（半田義秋） 市長、私壇上で、むつ市の企業にベトナム人を就労させたらどうかということ

を私は言っていないのです。第1次産業の後継者不足だから、その農業、漁業に従事させたらどうかと。それから、荒れた休耕地があるので、それに市としてアドバイスをしながら、そういうことをやらせてはどうかと、私はそのように言ったつもりでありました。どうかひとつ、その点のほうをお願い申し上げます。

時間がなくなりますので、地区要望についてはよくわかりましたので、県のほうには何回もお声をかけていただき、なるべく地元の要望ですので、速急にお願いしますということを重ねてお願い申し上げます。

それから、桜川の融雪溝、市長、本当にお金かかって大変でしょうけれども、もう中途半端、半分しかできていないので、あれは一本につながないと融雪溝にならないのです。ひとつ財政面もあるけれども、来年度でもいいですから、予算つけてほしいなど、そのように思っております。

最後に、市長の2期目への公約をお聞きしました。市長、市民は、有権者は1期目は優しいのです。それに市長余りにも1期目やり過ぎた。期待が大き過ぎて、2期目は今度はどうしてくれるのだろう、もっとむつ市をよくしてくれるのだろうかと期待するのです。それを期待外れとなると、普通の人よりやっても、いや、何だ、期待外れだと言われかねません。だから何の選挙でも2期目が大変だというのはそこなのです。市長、ひとつ、副市長が2人になったことだし、ひとつ頑張る……

（「まだ決まってない」の声あり）

○22番（半田義秋） 決まったべ、さっき2人になるって。誰になるかわからないけれども、それは。そういうわけですので、ひとつ市長、それに対して何かありますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 期待が大きくなっていると

いうことは、私にとっては仕事に対してこれまで以上に頑張っていかなければいけないなということで激励をいただいたと思います。もっともっと大きな期待に応えられるように、2期目があれば、圧倒的な成果を出して頑張っていきたいと思いません。

以上です。

○議長（白井二郎） 22番。

○22番（半田義秋） 今市長の2期目に対する意気込みをお聞きしました。

ことしの冬は豪雪でした。大変な冬でしたが、市民の皆さんも、またむつ市もこの対策に追われて大変だなと、私はそのように思っております。

もう間もなく春が来ます。市民の皆様初め元気を出して、あと少し頑張っって春を迎えましょう。

以上で一般質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、半田義秋議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時20分まで暫時休憩いたします。

正 午 休 憩

午後 1時20分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（白井二郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。10番東健而議員。

（10番 東 健而議員登壇）

○10番（東 健而） 皆さん、こんにちは。10番、市誠クラブの東健而です。むつ市議会第235回定例会に当たり、通告どおり一般質問を行います。今回は、前議会のむつ市議会第234回定例会の行政側のご丁寧なご答弁を考慮いたしまして、欲張

らず、2項目の質問といたしましたが、市長並びに理事者側には前向きなご答弁をお願いしておきます。

それでは、まず1項目めの質問であります。西通地区簡易水道統合事業について質問いたします。平成29年7月6日、旧川内町民の念願であった八木沢浄水場が完成し、通水式が行われました。これまで使われていた旧浄水場は、昭和27年につくられたもので、初めはその水道水は川内町の中だけで使用されていました。それが時とともに仲崎地区に給水され、新町、高野川、田野沢、葛沢地区、桧川地区へと広がりを見せ、人口の増加も加わり、飛躍的に使用料が伸び、何とか住民の要望に応じておりましたが、合併前に水源地から町内に引かれていた本管の漏水と水源地の衛生上の問題、周りの樹木などの成長により、増水と同時に大量の木の葉が流れ込み、さらに取水場所に人や動物が簡単に入れるなど、環境の変化で水源地の限界説がささやかれておりました。

私は今、旧川内町最終議会の質問通告書を持参していますが、旧川内町の最後の議会、第390回定例議会で、私は上水道の老朽化対策と衛生上の問題、さらに危険防止対策についてただし、この問題を合併後の新むつ市へ申し送りをして、新しい浄水場の建築を早急に実現していただくよう川内町の最重要要望事項に明記してほしいと提案した記憶がございます。

それから平成17年3月14日、合併になり、在任特例で65人がむつ市の議会議員になり、私はこの問題を一般質問し、また建設常任委員会でも取り上げ議論していただきました。また、旧川内町の小さな集落の水源地は集落ごとに独自で取水し、人や動物たちが簡単に立ち入ることができ、衛生上問題があるので、これらの環境も視察し対処してほしいと提言したこともございました。

建設常任委員の皆さんには、これらの旧川内町

の水源地を見てもらいましたが、貯水池は簡単なコンクリートで仕切られていて、それに水道管が据えつけられており、木々が覆いかぶさり、木の葉がたまり水があふれ出て、カエルの卵が産みつけられている場所もあり、浄水環境は目を覆うばかりでした。

それから13年が経過し、おかげで立派な浄水場が完成し、通水が行われました。川内地区住民にとって大変ありがたいことであると同時に、故杉山市長を初め故宮下順一郎市長など、この問題に携わっていただきました多くの行政職員と議員、関係者各位のご努力に対しまして、改めて川内地区住民の一人として感謝と敬意を表する次第であります。

なお、この事業に対しましては、多くの市民からいろいろご意見もありますので、その課題を提起しながら、3点のご質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、今後の水道事業計画と脇野沢浄水場の活用についてであります。八木沢浄水場から川内地区の一部に通水を開始しましたが、残りの地区の整備計画はどのようになっているのか。また、脇野沢浄水場を廃止して八木沢浄水場から給水することになりましたが、その理由は何かお伺いいたします。

2点目、脇野沢地区への通水日数と水質についてであります。脇野沢地区まで通水した場合、八木沢浄水場からの水道水は何日で脇野沢地区へ到達するのか。その際に、水質、殺菌、消毒に問題はないかお伺いいたします。

3点目、八木沢浄水場の維持管理についてであります。人口が減少し、使用水量の減少と収入減が明らかになっています。また、平成28年5月には全市一律の料金体系になりました。八木沢浄水場の維持管理費について、どのくらいを想定しているか。また、減収していく中で、料金改定の予

定はあるのかお伺いいたします。

次に、2項目め、巨大地震災害に対する備えについてであります。まず、当市や近隣市町村は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されていることはご承知のことと思います。去る政府の地震調査委員会は、2月9日、静岡県から九州沖合にかけての南海トラフ沿いでマグニチュード8から9級の大地震が30年以内に起こる確率が70%から80%に高まったと発表いたしました。また、北海道東方沖の十勝沖から根室沖、択捉島沖の海溝を震源にした千島海溝巨大地震が今後30年以内に70%から80%の確率で起きるとの予測を同時に発表しました。千島海溝周辺海溝型地震では、北海道の東側全域と青森県の太平洋側、下北半島全域、津軽海峡沿い、そして陸奥湾内にもその被害が拡大すると予測されています。

政府の地震調査委員会の被害予測は、いつ起きるか、どの程度か確実性がないものの、過去の地震の発生に準じています。千島海溝を震源とした地震は、約400年近いスパンで発生しているというデータを示しており、委員長の平田直東京大学教授は、大きく値が変わったわけではないが、次の地震に少しずつ近づいていることをあらわしている、地震が起きる可能性を忘れずに備えていただきたいとのコメントを発表しています。

当市では、津軽海峡沿いの大畑や関根浜の海岸地区にかけて、そして陸奥湾内の脇野沢、川内などの西通り地区の海岸線、大湊湾、大平岸壁、浜奥内などの海岸沿いも、一旦引いた波が数十倍になって戻ってくる、いわゆる寄せ波被害区域の範疇にあります。震源地となる場所が相当近いだけに、私は震源地への引き波が予想以上の速さで戻ってくることを想定して、巨大地震に向けた対策が急務であると考えます。巨大地震の備えについて、以下被害想定と対応、関連質問を交えながら、8点の質問をさせていただきます。

まず1点目であります。津波防災地域づくり推進計画の策定状況についてであります。昨年8月23日の東奥日報の紙面に、むつ市では22日に、前日ですが、津波発生時に備えた施設整備や警戒体制などを定める津波防災地域づくり推進計画の策定に向けた協議会を設置し、年度内に計画策定を目指す、そして策定すれば東北初となるということが書かれていました。同計画は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村が策定できるとあります。

さらに、紙面の説明を読んでいくと、県が示した津波浸水想定をもとに、防潮堤などの津波防護施設や避難路、避難施設の整備などのハード対策と、避難訓練や被害発生時の情報伝達などのソフト対策を組み合わせると書かれ、協議会には県や市の幹部職員、警察、消防、有識者らが委員となり、八戸工業大学の佐々木幹夫教授が会長を務めることになっており、22日の市役所で開かれた協議会では、市の津波対策の現状や課題を共有したとあります。市長はコメントで、東日本大震災の教訓を生かしながら、市民の安全安心を守る計画をつくっていきたくと話したとのことですが、そこでお尋ねいたします。

年度内に津波防災地域づくり推進計画策定協議会の計画策定が予定どおり終わったのか、その経過や議論の現状が今どのようになっているのでしょうか。

2点目であります。政府の地震調査委員会の説明に対する当市の備えについてであります。冒頭でも申しましたが、政府の地震調査委員会は、30年以内に北海道東方沖で巨大地震が発生すると想定しています。地震調査委員会の千島海溝を震源とした地震のメカニズムを示した発言について、どのようにお考えでしょうか。また、当市は調査委員会の指摘について、どのように対応しようとしているのでしょうか。

3点目であります。震度や津波に関する指定基準と対策についてであります。大規模地震の発生予測には、それなりに被災地域に対する指定基準があるのをご存じだと思います。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定基準というものですが、これによると、震度と地震に関する基準があります。震度は6弱以上となる地域で、津波については海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況に配慮し、次の条件を満たす地域とする。大津波、3メートル以上もしくは満潮時に陸上の浸水深が2メートル、漂流物が多いと見込まれる地域については1.2メートル以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域とあります。

当市の海岸線沿いには、多くの漁港があります。また、民家が連なっています。この基準値に当てはめると、もし3メートルもの大津波が押し寄せるとなると、当市の海岸沿いにある漁港や民家、津波は川を遡上しますので、田名部川、大畑川、川内川、脇野沢川などの川沿いの店舗や工場、民家などはほとんどのみ込まれることとなります。当市の津波防災地域づくり推進計画策定協議会では、当然これらも話し合われたものと思いますが、行政側ではこの指定基準についてどのように受けとめているのかお伺いいたします。

4点目、巨大地震発生時の避難と周知についてであります。当市の市民の間では、今まで大きな地震の経験がないため、地震津波は他のところで起きるものだとの思いが浸透しているように思います。しかし、絶対的な安全安心はありません。まして巨大地震が専門家から指定されているのであります。当市では、これから建設される体育館に市民を避難させるとの構想がありますが、私は大変危険な気がいたします。避難所は高台に分散して指定するべきであります。

東日本大震災では、想定外の突発的な地震から避難をどうするか、逃げ場がないため悩んでいるうちに津波にのみ込まれた人が大勢いました。防災訓練は、全く役に立たなかったのが印象的でした。この教訓をもう一度市民に周知させ、自分のことは自分で守るように指導を徹底させるべきだと思います。過剰反応と思われがちですが、用心にこしたことはないと思います。行政側の対応についてお伺いいたします。

5点目であります。公共用建築物の耐震化の状況についてお伺いいたします。もし地震が起きた場合、それにたえるための耐震基準があり、むつ市の今まで利用していた体育館は、この基準に満たないために取り壊されました。そして、45億円を投入し、新しい体育館を建設することになりました。

これはさておきまして、当市ではこのほかに耐震基準に満たない既存の公共用建築物がまだあると思いますが、それがどのくらいあり、その耐震化率と改修方法はどのように考えられているのでしょうか。

6点目、避難誘導標識や避難路の目視と自力避難についてであります。想定ですが、巨大地震が起きたときには、ライフラインはほとんど使用できなくなります。火災発生と同時に、車の使用もどうなるかわかりません。市民は、指定された場所へ誘導され、避難をしますが、それもできなくなった場合、パニックで行政側も麻痺し、どこへ逃げればいいのかわからない、指示に従えない市民が出てくることも想定範囲であります。その場合は、自分の命を守るため、自力で避難するしかありません。看板や避難路、誘導標識などの避難場所への目視できる方向指示についてどのようになっているのか。また、自力避難について、市民や各消防分団への周知はどのようになっているのでしょうか。

7点目、海岸線の防護防災対策についてであります。海岸線の津波に対する防災対策がどうも心配でなりません。巨大地震では、津波は防波堤を破壊し、海岸線の堤防を乗り越えてきます。また、津波は道路や車、家屋を破壊し、陸上にも押し寄せてきます。仮に指定された体育館に避難した市民が津波にのみ込まれたり、さらわれたり、海岸線に積まれている丸太の流出による下敷きになることも憂慮が想定される事態であります。防災対策はあらゆることが想定対象となり、人命救助を第一に万全を期することが大切であります。もう一度旧町村部を含めた海岸線を確認したり、大平岸壁の周辺に防波堤や防護柵などのかさ上げ建設は考えられないか。また、当市は3方向を海で囲まれています。県や国と相談して、防災対策の予算獲得の上積みを目指してはどうかということでもあります。

次に、8点目、最後の質問になりますが、当市の水道水の危機管理体制についてお伺いいたします。災害時の給水体制についてであります。災害時に備え、ふだんから十分な水や食料の確保をしていると思いますが、それにも限度があると思います。水は命の次に大切なものであります。十分な供給量が必要であります。

数年前になりますが、川内地区では落ち葉が給水管をふさぎ、配水している町全域が断水し、重大問題に発展したことがありました。このような思いがけない事故は、原因を取り除けば回復しますが、万が一地震で道路が寸断し、車での配送もできなくなり水道水が使えなくなった場合、脇野沢までの給水は完全にストップすることが考えられます。このようなときの脇野沢地区全域の水の確保はどのようなことが考えられるかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、巨大地震災害に対する備えについてのご質問の1点目、津波防災地域づくり推進計画の策定状況についてであります。現在素案を作成中であり、当初の予定を変更し、平成30年11月5日の津波防災の日に合わせての公表を予定しております。

策定予定時期を延期した主な要因といたしましては、津波防災地域づくり推進計画の策定に先立ち、人的被害を軽減するためのソフト面での津波対策に特化したむつ市津波避難計画の作成を行っていることによるもので、この津波避難計画は、現在3月22日までを募集期間としてパブリックコメントを実施中であり、このご意見への対応を終了した後、年度内に公表する予定としております。

津波防災地域づくり推進計画につきましては、今後むつ市津波避難計画についての意見等も含めて、津波の浸水区域を含む町内会等を対象にワークショップなどを開催し、地域の意見を反映させた実のある計画にしていくとともに、上位計画及び関連計画との整合性を図りながら、国・県とも連携して計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、政府の地震調査委員会の説明に対する当市の備えについて、ご質問の3点目、震度や津波に関する指定基準と対策について及びご質問の4点目、巨大地震発生時の避難と周知について、ご質問の7点目、海岸線の防護防災対策については、関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

まず、政府の特別機関である地震調査委員会が千島海溝沿いの地震活動について、長期評価による地震発生確率値を更新したことに対する市の考

え及び対応についてであります。委員会の発表では、今後30年以内に北海道東沖である根室沖領域でマグニチュード7.8から8.5程度の地震発生確率が、昨年の60%程度から80%程度に引き上げられ、また三陸沖北部領域ではマグニチュード7.1から7.6の地震発生確率が90%程度となっております。この発表により、市といたしましても、これらの領域を震源とする地震発生の確率が高まったことから、これまでも防災体制の強化に努めてまいりましたが、防災対策にはこれで十分ということはありませんので、今後におきましても、むつ市総合経営計画に位置づけております防災対策の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

市におきましては、平成25年2月及び平成27年3月に県が示した津波浸水想定、また平成26年3月に同じく県が示した青森県地震津波被害想定調査等の情報をもとに、地震津波における防災対策を実施しているところであります。

県では、内閣府の日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討をもとに、平成30年度に津波浸水想定を変更する予定と伺っており、変更後は市における各種計画等も修正する必要があると認識しております。

市といたしましては、これら国や県からの情報等を収集及び検討し、地域防災計画の修正や津波避難計画の策定を行っているところであります。

大地震は、発生するものであるとの認識のもと、大きな揺れがあった場合は、まずは地震の揺れから身を守る行動をとり、津波による浸水が想定される場合は危険地帯から一刻も早く避難することなど、基本的には自助による対応が重要であることについて周知してまいります。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定基準における対応については、現在むつ市における津波浸水想定は、昭和43年の十勝沖地震及び平成23年の東北地方太平洋沖地

震の震源を考慮し、青森県に最も大きな地震津波被害をもたらす震源モデルとして、三陸沖を含む太平洋側海溝型地震のほか、日本海側の海溝型地震と青森県平館断層等の内陸直下型地震を対象としております。

むつ市では、太平洋側海溝型地震でマグニチュード9.0、最大震度6強の地震を想定しております。当市の海岸沿いに存在する漁港や海岸線の防護対策につきましては、この想定に基づき基本的に県の事業で対策を講じることとなり、県が策定した第5次地震防災緊急事業五箇年計画、海岸保全基本計画等において護岸や離岸堤、消波堤などの海岸保全施設の新設または改良についての検討がなされるものと理解をしております。

市といたしましても、現在素案策定中の津波防災地域づくり推進計画において国・県と協議を重ねながら、必要な防護設備について計画に盛り込んでいく予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、巨大地震発生時の避難と周知につきましては、東日本大震災の教訓をもとに、市民一人一人が自らの命を守るための、いわゆる自助の意識を向上させるための対応として、市の総合防災訓練を初めとする避難訓練や出前講座等により、これまでの災害の事例を交えながら、自助、共助が必要不可欠であることを説明し、市民の皆様への防災意識の啓発に努めるほか、現在策定中のむつ市津波避難計画につきましても周知を図り、市民の皆様が円滑な避難行動をとることができるよう、避難目標地点や避難経路を常日ごろから確認するなど、自助に重点を置いた避難対策の推進が重要であると認識しております。

いずれにいたしましても、大規模な地震が発生した際には、自らの身を守る行動として、浸水想定にとらわれず、高台への素早い避難行動をとっていただくことが大切であると考えておりますの

で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、公共用建築物の耐震化の状況についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の6点目、避難誘導標識や避難路の目視と自助避難についてであります。現在策定中のむつ市津波避難計画において、青森県が平成26年に公表した防災公共推進計画に記載されている津波からの避難方法としての避難路、避難目標地点、避難場所等を記載した地図を掲載しており、この計画をホームページなどの広報手段により、市民や消防団の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

また、東日本大震災後の防災対策の一つとして、平成24年5月に市内のバス停等に海拔表示の標識を設置したものの、避難路や避難誘導の標識については未設置であることから、これらにつきましては現在素案策定中の津波防災地域づくり推進計画において検討を行い、今後国からの補助なども調査しながら、設置に向けて研究していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の8点目の当市の水の危機管理体制についてのご質問につきましては、公営企業管理者からの答弁となります。

○議長（白井二郎） 公営企業管理者。

（花山俊春公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（花山俊春） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、西通地区簡易水道統合事業についてのご質問の1点目、今後の水道事業計画と脇野沢浄水場の活用についてであります。西通り地区の水道につきましては、昭和27年に供用開始した川内上水道を初め、8地区の簡易水道はいずれの水道施設も老朽化が著しく、また水源の水質悪化及び枯渇化が進行している状況にありました。

そこで、安全な水道水の供給と施設統合の一元管理による経営の合理化を図るため、平成22年度に補助事業の認可をいただきまして、八木沢浄水場を新たに建設してまいりましたが、取水施設、浄水施設、配水施設等の竣工により、昨年7月6日に通水式をとり行い、八木沢浄水場から川内地区の一部ではありますが、水道水を安定的に供給することができたところでありまして、一つの節目を迎えることができたものと考えております。

今後の整備計画につきましては、八木沢浄水場から一日も早く各地区へ通水できるよう工事を進めることとしており、平成30年度には宿野部地区の一部、平成31年度には蛸崎地区の全域と小沢地区の一部及び畑、湯野川地区の全域、平成32年度には小沢地区の全域、平成33年度には脇野沢本村地区、平成34年度には七引橋付近まで整備し、平成35年度には脇野沢地区を含めて西通り地区全域に八木沢浄水場から、より安全安心な水道水を供給する予定となっております。

なお、それに伴いまして、各簡易水道の浄水施設等は順次廃止することとしております。

また、脇野沢浄水場を廃止して八木沢浄水場から給水する理由についてであります。脇野沢浄水場は昭和37年に建設され、耐用年数60年のところ56年が経過した老朽施設であり、近い将来施設の更新が必要となる状況にあります。

今後の脇野沢地区の水道給水に係る費用を試算及び比較したところ、脇野沢浄水場を更新する場合は浄水場の更新費用が約16億円、施設の運転維持管理費は年間約3,000万円かかるのに対し、八木沢浄水場から給水する場合は、脇野沢地区の管路、配水池の整備費が約15億円、配水池の維持管理費は年間約250万円と、イニシャルコスト及びランニングコストともそれぞれ低廉になることから、施設の統合整備を進めることとしたものであります。

次に、ご質問の2点目、脇野沢地区への通水日数と水質についてお答えいたします。脇野沢地区に八木沢浄水場の水を給水するには、地形及び水道水圧を考慮すると、小沢地区に配水池を設置する必要があります。この配水池の容量は、343立方メートルで計画しており、脇野沢地区の1日の平均使用水量は約345立方メートルでありますので、配水池の水道水は1日程度で入れかわることになります。したがって、八木沢浄水場から小沢地区の配水池までの水道水は、水道管路の延長等を勘案すると極めて短期間で到達するものと見込んでおりまして、水質も良好な状態で給水することができるものであります。

次に、ご質問の3点目、八木沢浄水場の維持管理費についてお答えいたします。簡易水道統合前の西通り地区では、9施設が稼働しており、その維持管理費は年間約4,000万円となっております。これらの施設を八木沢浄水場に統合することで、その維持管理費は年間約1,000万円を見込んでおり、約3,000万円の経費節減が図られるものと考えております。

現在の水道料金は、旧むつ市が平成10年度に改定した料金体系となっており、まちまちだった他地域の水道料金を平成22年度から段階的に改定し、平成28年度には旧むつ市の料金体系に統一されたものであります。しかしながら、人口減少等に伴う水道料金収入の減少が続いており、今後におきましても厳しい経営が予想されるところであります。

今後とも施設のダウンサイジングや業務委託等により、一層の経営の合理化と経費節減を進めてまいりますが、現在行っている下水道使用料の改定が終わる平成31年度以降に水道事業の経営状況を踏まえた水道料金の検証を行い、必要に応じて見直すこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、巨大地震災害に対する備えについてのご質問の8点目、当市の水の危機管理体制についてお答えいたします。現在進めている西通地区簡易水道統合事業では、八木沢配水池から各地区へ給水する主要な管路は、過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動、いわゆるレベル2地震動に対しても、その機能保持が可能となる耐震性能の高い管を布設しております。仮に地震により水道管に損傷が生じた場合の対応につきましても、むつ市公営企業局地震対応マニュアルに基づき、災害協定を締結している工事事業者に応急復旧をお願いするとともに、災害時相互応援に関する協定により、日本水道協会東北支部に他市町村からの応急給水を要請することとしておりますが、孤立した集落等で相当期間の断水が見込まれる場合は、自衛隊等への災害派遣対応をお願いすることも想定されるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 巨大地震災害に対する備えについてのご質問の5点目、公共用建築物の耐震化の現況についてお答えいたします。

市が所有する施設のうち公共用に供さない公営住宅、倉庫及び現在使用されていない廃止対象施設等を除く公共用施設は235施設あり、このうち新耐震基準に基づき耐震性を有している施設が165施設、耐震基準を満たしていない施設が70施設となっております。耐震化率は70.2%であります。

現在市では、むつ市総合経営計画に公共施設マネジメントの推進を掲げ、公共施設等総合管理計画に基づきマネジメントを進めているところであり、耐震化がなされていない公共用建築物の改修方法につきましては、市民の皆様々の安全安心のため、施設の長寿命化や複合化などを検討していくプロセスの中で効率的な耐震化につきましても検

討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。防災の備えについては、大分行政側のほうではいろんな計画を練っている最中であるという答弁でございました。

それでは、質問順に従いまして、再質問させていただきます。

まず、簡易水道統合事業についての1点目ですが、脇野沢までの統合は、配水池を含めまして維持管理費が安く上がるということですが、これには異論はございません。ただ、未整備の場所が結構多く残されており、順次計画を進めて、平成35年までかかるという計画のようでございますが、これをもう少し早めることができないでしょうか。

次に、2点目でございますが、脇野沢地区への通水日数と水質についてのご答弁ですが、八木沢貯水池から脇野沢全域まで送水し、利用するようになりますと、川内地区全体に供給するほかに、膨大な水量が必要になります。川内地区の旧貯水池では到底無理だったと思います。新貯水池の水量が心配ですが、干ばつや雪などの悪天候により、水の供給制限や水が枯渇する心配はないかどうかお伺いいたします。

もう一点、これは要望になります。公営企業管理者の説明ですと、脇野沢の浄水場は限界が近づいている、単独の浄水場の建設費と維持管理費が膨大になる、一緒にしたほうが得策だというご答弁ですが、経費は無駄なく最小限に抑えたほうがいいと思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。ただ、これから人口減少が加速し、使用料も相当減収になるのは明らかであります。必要に応じて、その経費は調整されることのお考えのようではありますが、維持管理費は当分の

間このままかかり続けていくということであり
ます。市民の多くが高齢化で生活が大変苦しくな
ってきています。どうか重い負担にならないよう
な市民に優しいご配慮を要望しておきたいと思
います。

以上、2点について、とりあえずご答弁のほう
をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） ご質問の
1点目、計画期間の短縮についてお答えいたしま
す。

西通地区簡易水道統合整備事業は、むつ市水道
ビジョンに基づいて計画しており、その実施計画
を策定するに当たっては、国庫補助金及び企業債
等の財源確保や予算の平準化などを考慮して決定
しております。早期に完成させるには、各年度と
の事業量及び事業費の変更を伴うものであります
ので、計画期間の短縮については、各年度の事業
の進捗状況等を勘案しながら、今後の検討課題と
させていただきたいと存じます。

2点目の水道水の供給量についてであります
が、西通り地区に水道水を供給する八木沢浄水場
の水源は八木沢川であります。取水地点の流量は、
現地調査により1日約3万2,500立方メートルで
あり、同河川から水道水として利用できる水利権
の水量は1日約3,000立方メートルとなっております。
西通り地区全域の1日の計画給水量は
2,020立方メートルでありますことから、十分に
対応できるものであります。

また、豪雨で河川水が濁り、取水施設を一時的
に閉鎖することになったとしても、八木沢浄水場
には容量2,224立方メートルの貯水池を設置して
おり、緊急時の対応にも万全を期しておりますの
で、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） 水量については、十分確保で

きるというご答弁でございました。ありがとうござ
いまして。ささいなことではありますが、
この簡易水道統合事業について、2点の関連質問
をさせていただきます。

1点目は、地域の説明責任についてであります。

2点目は、水道水の殺菌、消毒、検査について。

まず1点目、昨年、ところどころで道路を掘り
返し、水道管の布設を目にいたしました。万全の
対策をとっていると思いますが、気持ちの緩みか
ら、車や人が穴へ落ちるなどの事故が心配であ
ります。水道管路の布設に当たり、当該場所の地
域住民への説明はどのようになっているのかお伺
いたします。

2点目、市内全域の各浄水場の水質検査はどの
ように行われているのでしょうか。また、その水
質管理についても、市民にはよくわかりません。
どのように行われているのかお伺いたします。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） ご質問の
1点目、工事地域への説明についてお答えいたし
ます。

水道管の布設工事を施行する場合には、現場に
入る前の準備行為として、施工地域の皆様に工事
内容等を記載した「工事のお知らせ」というご案
内を各家庭に配布してご理解をいただいております。
さらに、工事施工中においてもご質問等があ
れば、その都度担当職員がご説明をしております。

また、水道工事は道路を掘削し、水道管を埋設
した後、埋め戻しする工程の繰り返しとなります
ので、その日のうちにアスファルトで仮復旧し、
交通の安全を図っておりますが、仮復旧ができな
い場合には工事現場内を防護柵で囲み、安全対策
をとっております。

2点目の水質管理についてであります。水道
水は水道法により水質基準、検査項目及び検査回

数などが定められており、当市においても毎年度水質検査計画を策定し、水質基準に適合するよう職員が各浄水場の運転管理をするとともに、業務委託により各浄水場から給水される水道管の末端で毎日色度、濁度、残留塩素等の濃度を確認しております。また、51項目に及ぶ水質検査については、厚生労働大臣水質検査登録機関である一般社団法人青森県薬剤師会衛生検査センターに委託して行っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） 水道事業については、よくわかりました。ありがとうございました。

ところで、水は全世帯で使われているものであります。何かあった場合は、取り返しのつかないことになりかねません。職員の異動や退職などで管理する人がかわっても、安全安心を優先に、責任のある対応を要望しておきます。

次に、2項目目の巨大地震災害に対する備えについての再質問ですが、備えについては市民に自主避難を自覚させる取り組みが生死の分け目になります。いついかなるときにも対応できるよう、備えに万全を期すようにしていただきたいと思えます。

まず、1点目の津波防災地域づくり推進計画については、でき上がりはまだ先とのことですが、これも早急に対処していただきたいと思えます。

2点目、3点目、4点目のご答弁については、できるだけ計画が市民とともに共有できるように周知していただきたいと思えます。

時間も迫ってまいりましたので、5点目の公共用建築物の耐震化の現状については、耐震化率と改修方法については未定のところがありますが、万全を期していただきたいと思えます。

また、当市は合併以来13年がたち、改修や廃棄処分の対象が目立ってきました。行政側では、平

成26年4月に総務省から地方公共団体の行動計画である公共施設等総合管理計画の策定を要請され、当市でもそれに沿ったマネジメントの取り組みを進めていると財務部長からご答弁がありましたので、質問の詳細については次の機会に譲るといたしまして、6、7、8点目については予想どおりのご答弁でございましたので、再質問はいたしません。

しかし、この巨大地震災害に対する備えについてであります。2点だけ簡単な関連質問をさせていただきます。

1点目ですが、オフサイトセンター建設地の利用についてであります。むつ警察署の隣にオフサイトセンターを建設する構想がありましたが、現在その利用についてどうなっているのかお伺いいたします。

2点目、災害が発生したときの他自治体との連携についてであります。地震と津波は防災訓練をしている場所に別々に来るとは限りません。また、巨大地震対策は当市ばかりではなく、災害に遭う可能性のある他自治体との連携も視野に考えていかなければならないと思えますが、当市では他自治体との連携をどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、2点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず1点目ですけれども、オフサイトセンターの建設地というか、オフサイトセンターの利用ということですが、このオフサイトセンターは使用済燃料中間貯蔵施設に係る防護措置といえますか、そのための施設でありまして、現在国の原子力災害対策方針が改正をされている最中でありまして、こうした状況を見て、今後県と具体的な協議をしていくということだと考えております。

このオフサイトセンター、あくまでも事業主体は県ということになりますので、我々は立地市として協議を受ける立場にあるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、2点目ですけれども、災害が発生した際の他自治体との連携ということですが、平成18年9月に県内全ての市町村と相互に連携するための協定を締結しております。また、平成25年9月には、全国伝統地名市町災害時相互支援に関する協定というものを10市町で締結をさせていただいております。また、平成29年8月には、全国ポート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定というものに加盟をさせていただいております。

したがって、県内外の市町村と連携を構築しているところでありますが、今後も各事業所との協定締結や、あるいは他自治体との連携について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

複数の複層的なネットワークというものがあるというふうにご理解をいただいておりますので、この点は備えあれば憂いなしという言葉もあるとおり、備えをしっかりとしていくということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 10番。

○10番（東 健而） 今、備えあれば憂いなしという市長の答弁を聞きまして、まさに私の言いたいところはそこにあります。

それでは、これで大体終わりますけれども、災害というのは、皆さん、忘れたころにやってくるということが定説でありますけれども、どのような計画でも間違いや狂いが生じます。完全はありません。今までの教訓で、まさかが現実になっているわけでありまして。市民のため、遺漏のない防災計画と避難体制の構築を要望いたしまして、

むつ市議会第235回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後2時25分まで暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎斉藤孝昭議員

○議長（白井二郎） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。18番斉藤孝昭議員。

（18番 斉藤孝昭議員登壇）

○18番（斉藤孝昭） 市長、安心して下さい、すぐ終わりますから。

今回は、必要性という考え方をキーワードに、4項目について質問をさせていただきます。

最初は、はしご付消防自動車配備の必要性についてであります。この質問は、平成21年度3月第199回定例会でも同様の質問を行っておりますので、それから約10年が経過していますが、実現に至っておりませんので、再度お聞きすることをご了承いただきたいと思います。

当時の市長答弁では、はしご車の配備が市にとって非常に重要な課題であることは十分認識している、一方、はしご車購入については多額の経費を要することから、すぐということにはなりません、できるだけ早い機会にと答えていただいていたものの、導入について慎重な姿勢でありました。

総務省消防庁による「消防力の整備指針」では、各種災害に的確に対応できるよう資機材の更新や配備について適切な整備をするよう求めておりま

す。はしご車配備の必要性について、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、むつ運動公園陸上競技場及び各小中学校グラウンドの照明設備の必要性についてであります。むつ市総合経営計画では、「誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を実現できるよう努める」としています。しかし、当地域は日没が早い北国であり、夜間照明がない屋外運動施設の利用が制限されております。特に利用頻度の高いむつ運動公園陸上競技場は、競技力の向上のみならず、健康増進など幅広く活用できるため、夜間照明は必要設備と考えます。

設置については、財政上の問題、あるいはむつ市スポーツ施設整備計画作成に当たっての市民アンケートの結果に照明施設設置の意見がなかったこと等を十分認識していますが、前に述べた理由により、早期に実現することを望みます。

あわせて、各小中学校のグラウンド照明設備についても同様の理由であります。加えてこのたび特別部活動を廃止した小学校では、指導者の都合で夕方からの活動となることを想定すれば、夜間照明の必要性を十分認識できると思います。誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむためには、環境の整備は必要不可欠であります。

以上の理由から、夜間照明の必要性について理解していただけるものと思いますので、むつ運動公園陸上競技場及び各小中学校グラウンドの照明施設の必要性について、市長のお考えをお伺いいたします。

次は、安全管理及び安全指導の必要性についてであります。昨年9月定例会におきまして、行政のリスクマネジメントについて質問をさせていただきましたが、その後も市が関係する重大事故が多発しております。常に存在するさまざまなリスクをどのように回避できるのか、またはするのか、

日常からマネジメントすることが重要であることを先に指摘させていただきます。

さて、市からは定例会の都度、専決処分した事項について、業務上の交通災害等の報告が頻繁に行われることに疑問を感じます。安全管理や安全意識の醸成等、職員に対する指導、助言を行っているにもかかわらず事故が減らないのはなぜなのか。小さなリスクの積み重ねが重大事故または重大災害につながる可能性を考えれば、それを回避する取り組みが必要ではないか。一旦事故が発生することによる業務の停滞、関係者の心労に伴う職場環境の変化、さらには行政に対する信頼を失うことにならないかなど、考えることはたくさんあります。

高い安全意識は組織を救い、家族や友人を守り、世の中を安定に導くと私は考えています。安全管理及び安全指導の必要性についてご所見をお伺いいたします。

質問の最後は、職員採用方法の見直しの必要性についてであります。人口減少が進む中であって、人材確保は行政や各企業及び各団体にとって生き残りも左右する重要課題となっている現状にあり、大手企業は良好な業績を背景に、初任給の増額や福利厚生さらなる充実を図るなど、人材確保に躍起となっております。

さて、当市の職員採用に当たっての取り組みはどのような考え方で進めているのでしょうか。折しも昨日が一般企業説明会の解禁日でありました。それを受けて、6月1日から試験が始まり、即内定を出す企業も少なくないと聞いております。希望採用人員を確保するため、現状の採用方法でよいのか、あるいはもっと工夫が必要なのか、職員採用方法の見直しの必要性についてご所見をお伺いいたします。

以上、4項目について、「必要性」をキーワードに質問させていただきました。答弁をよろしく

お願いいたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員、安心して下さい、しっかりお答えいたしますから。

まず、常備消防車両整備事業についてのご質問のはしご付消防自動車の必要性についてお答えいたします。

まず、はしご付消防自動車、いわゆるはしご車の配置基準についてであります。総務省消防庁告示の「消防力の整備指針」第7条の規定では、一つの消防署管内において、高さ15メートル以上の中高層建築物がおおむね10棟以上、または百貨店、ホテル、病院等の不特定多数の人々が入り出す施設に当たる中高層建築物がおおむね5棟以上ある場合は、はしご車1台以上を当該消防署に配置するものとされております。

現在むつ市消防署管内におきましては、高さ15メートル以上とされる5階以上の中高層建築物が14棟あるため、配置基準に当てはまることになります。また、この14棟のうち、7階建て以上の高層建築物は7棟あり、それらの建物は、ホテル、病院等全て不特定多数の人々が入り出す施設となっております。

下北地域広域行政事務組合では、むつ消防署に配備しておりましたはしご車を老朽化により、平成16年10月17日に廃車とし、以来新たな配備はしておりません。このためむつ消防署では、新たにはしご車が導入されるまでの間、有事の際を考慮し、中高層建築物の警防計画を見直しするなど、細部にわたる対応策を講じていると伺っております。

市といたしましても、むつ市総合経営計画において、「常備消防体制及び関連施設・設備の充実」を主要計画の一つとして掲げております。

また、現在下北地域広域行政事務組合では、大

湊消防署の新設に合わせて、むつ市内の非常備も含めた消防の組織、施設設備について見直しを進める消防再編計画を策定中であると伺っておりますので、こうした取り組みにあわせて、地域の皆様の安全安心の確保のため、消防機関と協議しながら、はしご車の配備について、各種交付金や補助金等の活用も含めた財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、はしご車の購入には2億4,000万円ほどの高額な事業費を要することを申し添えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、屋外施設の設備についてのご質問、むつ運動公園陸上競技場の照明施設の必要性についてお答えいたします。スポーツ施設の整備については、市民の皆様がスポーツに親しみ、健康で豊かなライフスタイルを実現できるよう、むつ市総合経営計画に「スポーツ活動の充実」を掲げ、その必要性、緊急性等を総合的に勘案して、公共施設マネジメントを推進することとし、計画的な整備に取り組んでおります。

むつ運動公園陸上競技場は、日本陸上競技連盟から第2種公認陸上競技場の認定を受けて、さまざまな大会に活用されているほか、多くの市民の皆様にご利用いただいております。開設期間は例年4月から11月まで、利用時間は午前9時から日没までとなっております。

ご質問の照明施設の必要性についてでございますが、現在利用者の皆様の安全を守るため、十分な明るさを保つことができない日没後の使用を制限している状況にあることから、照明施設を設置することは利用者の利便性の向上につながるものと考えられますので、市民の皆様のニーズや設置環境及び費用等を総合的に勘案し、整備の必要性について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

各小中学校グラウンド照明施設の必要性につき

ましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、行政のリスクマネジメントについてのご質問にお答えいたします。むつ市総合経営計画の施策内容の一つに、「交通安全の確保」が掲げられ、市といたしましては交通安全意識の普及啓発を推進する立場として、公用自動車の運転による交通事故を一件でも起こしてはならないものと認識しております。

しかしながら、過去5年間の職員の公用自動車の運転により損害賠償が生じた交通事故の件数は、平成25年度2件、平成26年度5件、平成27年度4件、平成28年度2件、本年度4件となっており、残念なことに毎年数件の公用自動車による交通事故が発生している状況にあります。

職員の過失による交通事故は、被害に遭われた方はもちろん、市民の皆様の信頼を損ねるものであり、職員一人一人がその防止に努めなければなりません。

現状では、公用自動車の運転を命ずる場合の取り扱い基準に基づき、職員に運転を命ずることになっており、安全運転の励行につきましても、機会あるごとに全職員に対して注意喚起を促し、むつ地区安全運転管理者協会主催の研修会にも職員を参加させております。

今後につきましても、これまでの安全対策の強化とともに、市独自の安全運転講習や事故検討会などの事故原因を全職員が共有する機会を設けるなど、再発防止についてさらなる強化を図ってまいります。

幸いにも大きな事故に至っておりませんが、いざれ大事故につながるという警告として受けとめ、交通安全対策に限らず、常に市がさまざまなリスクに直面している状況であることを意識したうえで、市民の皆様との信頼関係を高めること、より高いコンプライアンス意識を持つこと、公平公正な業務を心がけることを肝に銘じて、市民の

皆様の安心安全を守るため努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、職員採用についてのご質問につきまして、政策統括監からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 齊藤議員の屋外施設の設備についてのご質問のうち、小中学校グラウンドの照明施設の必要性についてお答えいたします。

現在市内小中学校において、市が整備したグラウンドの照明施設はなく、部活動が日没前に終了しなければならない状況にあります。文部科学省作成の「小中学校施設整備指針」には、屋外運動施設は学校開放時の利用も考慮し、周辺住民への影響に配慮しつつ、夜間照明等の設備についても計画することが望ましいと記載されておりますことから、各小中学校での夜間照明の必要性や現地調査を重ね、照明設備設置について計画的に進めるべきと考えております。

今後は、むつ市教育大綱の「スポーツ環境整備」に基づき、子供たちがスポーツに親しむ環境を充実させ、地域に開かれた学校を目標に研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 政策統括監。

○政策統括監総務部長（川西伸二） 齊藤議員の職員採用についてのご質問にお答えいたします。

まず、職員採用方法の見直しの必要性についてであります。採用試験の日程につきましては、当市では第1次試験を例年9月の第3日曜日に実施しており、平成29年度につきましても、9月17日に実施いたしました。

試験の実施日につきましては、これまでも優秀な人材を確保するため、6月あるいは7月といった早い時期に実施することを検討いたしました。国や県あるいは民間の試験との日程の重複を避けるため、また高等学校新規卒業者の就職試験

の開始が9月ということもあり、この時期の実施となっているものであります。

このほか日程につきましては、申し込み受け付け期間の延長と第2次試験以降の日程見直しを行っております。申し込み受け付け期間の延長につきましては、これまでは4週間程度でちょうど高等学校の夏休み期間に当たっておりますが、これを前後1週間程度延長することによって、周知や提出に漏れがないよう配慮した形となっております。

また、これまで11月中旬以降に実施していた第2次試験を今年度は10月21日に実施いたしました。これにより、例年12月中旬となっております第2次試験の合格発表が11月10日となり、1カ月程度の短縮となりました。これは、国や県の合格発表より早くすることで、採用辞退者を防ぐことを目的としたものであり、優秀な人材を早期に確保することにもなるものと考えてのことでございます。

次に、職員採用方法の見直しについてであります。職員採用につきましては、退職者の人数、必要な行政サービスの提供に見合った職種の確保、一部事務組合を含む市の事務事業の執行状況を勘案し、必要な人員を確保することを目的としているものであり、むつ市総合経営計画におきましても、「効率的な行政運営」として職員数の適正化を図ることとしております。

職員数の適正化につきましては、むつ市定員適正化計画により、行政委員会や公営企業局を含む職員数として503名を目標としているところでありますが、平成29年4月1日現在の職員数は494名となっており、9名の不足を生じているところであります。不足の一因と考えられるのは、人口減少や少子化の影響、また都市部の好景気もあり、採用試験の受験者数が減少傾向にあるということ、結果として採用予定人員を確保できていない

ということが挙げられます。これらのことから、市といたしましては、高等学校や大学などへの訪問活動や大学が主催する合同就職説明会への参加、インターンシップの受け入れなどを行っており、これらの取り組みにより、実際の受験や採用に至った実績もございます。

また、職員をモデルとした職員の採用試験の周知用ポスターの作成や、ホームページ上での広報においてもトップページで目につきやすい工夫、さらには募集要項や試験実施方法の見直しも行っております。

具体的には、専門的職種における受験可能年齢を引き上げ、募集職種の追加や細分化による求める人材の明確化、さらには民間企業での経験を生かし、即戦力として活躍できる人材を採用するための社会人枠として、「UIJターン型民間企業等経験者枠試験」を設けております。このほか、試験実施方法の見直しといたしましては、2次試験において人物評価を重視することを目的として、個人面接のほかにグループ討議による集団面接を取り入れております。

いずれにいたしましても、職員の採用につきましては、引き続き研究を重ね、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 答弁ありがとうございました。

はしご車の配備の必要性について、何点かお聞きいたします。

まずは、壇上でも言いましたが、10年前の話をまた再度させていただいたということで、資機材の配備については、その時々の方があって、計画的になかなか進まないのも十分わかっています。しかしながら、配備については計画的に進めることが必要で、消防力の整備指針にもあるとおり、必要なので配備してくださいという基準は何

のためにつくってあるのかということを考えてみると、やはりないよりだったらあったほうがいいよねというふうなことになると思います。

市長は壇上で、計画的にというふうな話をされていまして、また10年後、私がここに立てる場面がありましたら、もう一回聞いてみたいというふうに思います。

むつ運動公園の照明については、例えば困っていても、それをどこにどういうふうな形で言ったらいいのかということを利用者の方が悩んでいます。むつ市スポーツ施設整備計画の中にですが、「利用者の意見・要望に応じて、利用ルール等について見直しを行い、周知に努めます」というふうな文面がありますが、これは、いつ、どこで、どこにしたらいいのか全然誰もわかりません。行政側の希望はわかりますが、現場はどうしたらいいのかわからないということがあります。何を言いたいかというと、やはり行政で働く人たちは、もっと平場において、その利用者または使用している人たちの意見をよく聞くべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

やはり我々行政というのは、市民の皆様にご添うことが大切だと思います。そして、その中でも施設の利用者の方々に不便がないように、あるいはより利便性が高まるように取り組んでいかなければいけないことは言うまでもないことでありまして、そういう観点から、しっかり指定管理している組織、そして我々が連携をして利用者の方々の声をこれからも聞き続けていきたいというふうに考えています。

また、照明の件につきましては、これは私も必要性は十分に認識しているところでありますので、答弁にもありましたとおり、計画的にこれを整備するような形で考えていきたいと、このよう

に考えております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 財源の問題も壇上でお話をされていまして。この方法が使えるのかどうかは、今後研究してほしいのですが、独立行政法人、むつ市もそこにお金を出していますが、日本スポーツ振興センターというところの補助金があります。皆さんもご存じだと思いますが、俗に言うスポーツくじです。その助成金で照明をつけているスポーツ施設が何件か全国にあります。

紹介すると、スポーツ施設等整備事業といいまして、スポーツ競技施設等の整備、これは照明設備を増設したいというふうなことをやっていたり、または過去にちょっと有名になりましたが、グラウンドの芝生化、これは学校のグラウンドも含めてです。助成対象者は、都道府県もそうなのですけれども、市町村ということになっていて、助成割合はかかる金額の3分の2。当然これは、学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備ということもありますので、うまく操って申請の方法によっては、学校照明もこの助成金でもしかすればやれるかもわからないということも、ぜひアンテナを高くして職員の皆さんには創意工夫して実現に向けてお願いしたいと思います。

次ですけれども、安全管理及び安全指導ということでもあります。壇上でも話しましたが、何よりも失敗したときの行政に対する信頼の喪失ということが一番のポイントになると思います。市民の皆さん、住民の皆さんの見本になることが当然行政のやること、または行政で働く皆さんだということに思います。それを失敗したことが繰り返されると、何だということになりかねませんので、その信用の失墜につながる。それイコールやりたいことをしても、なかなか前に進まないことになってしまう可能性もあるということを見ると、

やはり安全とか安心とかということは重要だよなというふうなことに繋がるとは思います、市長、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおりですが、この事故という件数については、平成25年から2件、それから26年5件、27年4件、28年2件、そして本年度4件ということで、複数の事故が起こっているということでもあります。事故がゼロということが理想であり、これ実現しなければいけない目標だと思うのですが、ただ1つだけちょっと申し上げたいのは、これ交通事故の場合は特にそうなのですが、不祥事ということでは変わりはないと思うのですが、職員は起こしたくて起こしているわけではないということは、まず申し伝えたいなと思います。

これもまた、公務で行っているわけですから、ある意味いろんなことを、仕事をしながらの事故ですので、しょうがないと言うとあれですけども、そういう部分もあると。ただ、1回起こした事故を繰り返さないということが、これは我々にとって、組織として求められることでもありますので、先ほども申し上げましたように、研修会への参加ですとか、あるいは全庁への呼びかけなどを通じて、これからも引き続きこのリスクについてのマネジメントを行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 交通事故は一つの例というか、お題なのです。交通事故を防ごうという安全意識が高まることによって、その他の事故または不祥事を防ぐことになるのです。あくまでも代表例で今回挙げさせてもらっただけの話で、どうやったら少なくできるのかとか、どうやったらそういうふうにならないようにできるのかというふうな日

常の考え方とか取り組みとかが、やはり組織にとっては大事なことで、その他のものも過去にいろいろありましたよね、交通事故ではないだけでも。ということも全部つながっていきますので、まずは安全に対する意識をどうやって醸成していくかということをやっぱり日常やっていこうというふうなことです、今後取り組みをよろしく願いたいと思います。

最後になりますけれども、このたびの平昌オリンピックでカーリング女子が銅メダルをとって、地元に戻ったときのインタビューに答えた吉田知那美さんでしたか、テレビに出ていましたが、「このまちは何もなしだね」というふうな話を振り出しにして、「でも、みんながいたからここでやれた」というふうな話をしていました。やはり我々もそういうまちになることを目指すべきだというふうに私は思っています。

今回4項目で、内容的にはそんなに突っ込んだ話ではできませんが、ここに住んでよかったというふうな思いを持てる住民の皆さん、または職員の皆さん、我々議員も、一人でも多くの方がそういうふうになることでまちがよくなっていくのだなというふうに思っていますので、今後とも皆さんの努力に期待をしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まさに私も吉田知那美さんですか、その発言を聞いていて、「そだねー」というふうに思いました。

我々としては、職員の働き方改革、これを実現することによって地域の住民の皆さんの安心安全というものを向上させていきたいというふうに考えています。

この働き方改革というのは、近年職員の不祥事が大変続いていた時期がございました。組織として何をすべきか、この中で検討してまいりました

けれども、やはりそうした中では、全ての職員が高いモチベーションを持って、使命感を持って業務に取り組んでいるのか、あるいは職員同士のコミュニケーションが図られているのかなどといった点を見詰め直して、職員の使命感の醸成及びコミュニケーションの推進を目的として今年度からやらせていただいております。

その中では、人事評価制度の導入ですとか、部内会議、課内会議の定例化、それから各課朝礼の定期化、メンター制度の導入、職員提案制度の改善などさまざまな取り組みを今行っている途上です。こうしたことが実を結び、そうした事故あるいは不祥事が減っていくことを大きく期待をしておりますし、そのことについては私自身に責任があると、このように自覚をしております。

以上です。

○議長（白井二郎） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで、午後3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（白井二郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎工藤祥子議員

○議長（白井二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。

むつ市議会第235回定例会、一般質問を行います。時間が押している中での質問ですが、理事者の皆さんの前向きな答弁をよろしく願いいたします。

まず第1に、子供医療費助成を小学生、中学生の通院費まで拡充すべきについて質問いたします。厚生労働省は、子育て支援を求める全国のお母さん方の声、全国知事会等の運動の広がりを受けて、2016年末に子供の医療費助成を行う自治体へのペナルティ（補助金減額措置）を今年度、2018年度から廃止する方針を示しました。その後多くの自治体が対象年齢の拡大や窓口無料化等を実現しています。もともと子供の医療費助成を行う自治体へのペナルティ措置は、あってはならないことで、完全廃止し、国の制度として少子化対策の太い柱として無料化がなされるべきです。

私は、この問題に関する質問は3度目となります。むつ市は、青森県の乳幼児はつらつ育成事業に上乘せをして、入院、通院とも就学前は窓口無料化とし、平成25年度からは小学校、中学校の入院についてだけ無料としています。医療費助成を中学校まで拡充すべきとの平成27年12月定例会での私への答弁は、「厳しい財政状況の中では大変難しい」、「しかしながら、子育て世代の経済的支援にもつながるものであり、その拡充については国や県の動向はもとより、財政状況等を勘案しながら、今後とも検討してまいりたい」というものでした。

今日、県内の自治体を見てみると、この2年間で大きな前進が見られます。所得制限についてはいろいろありますが、昨年7月では、40市町村のうち、通院費については31自治体が中学校まで無料です。小学校まで通院費無料を加えると32です。町村部の自治体の最近の変化を調べることはできませんでしたが、県内10市のうち、中学校までの通院費無料は青森市、十和田市、三沢市、つ

がる市に加え、弘前市も昨年度から実施され、平川市、八戸市は今年度、30年度から予算計上され、この3月議会に議案が提案されています。大きな前進があり、残りの3市の中にむつ市が入っています。

そこで、3点についてお聞きいたします。1つ目として、昨年6月定例会で2016年12月22日付の通知についての受けとめをお聞きしましたが、現段階として、具体的な方向性が示されていないので、今後正式な通知が参りましたら検討してまいりたいという答弁でした。この通知の内容は、ペナルティー廃止と、それで生じた財源はさらなる医療費助成の拡大ではなく、ほかの少子化対策の拡充に充てることを求めるという中身です。その後どのように受けとめているのかお聞きいたします。

2つ目として、通院費助成について、他市の広がりをごどのように見ているのでしょうか。

3つ目として、通院費助成の全国的広がりの中で、全市町村が実施する医療費助成で、低所得地域の入院を減らす効果があるという慶応大学等の調査結果が報道されています。どのように受けとめますか。

第2に教育行政、むつ市奨学金制度の拡充について質問します。ことし2月末、青森県は、来年度に子供の貧困実態調査を初めて実施すると報道しました。5月に調査票を配布し、2019年の1月から2月に結果をまとめ、貧困の要因を解消する方策を検討するとしています。その中で、青森県立保健大学の方が、本県の大学進学率の低さ、奨学金の受給率の高さ等を指摘し、本県の課題を明らかにできればと期待の談話を寄せています。子供の貧困が言われる中、ようやくという思いを持っています。

さて、むつ市の奨学生の募集要項を見ますと、高校の募集人員は10名。月額1万5,000円の貸与

額。大学、短大、専門学校は30名の募集人員。3万円の貸与額とあります。成績は、5段階評価の3.0以上。無利子、連帯保証人あり。返金がおくれたときの延滞金なしとなっています。

ちなみに、県の育英会は、大学奨学生募集人員90人。貸与額4万4,000円。成績は、5段階評価の4以上。無利子、連帯保証人あり。返金がおくれたとき延滞金あり。ほかの奨学金と併給できないとも書いてありました。そして、最も多く利用されているのが、国が実施する独立行政法人日本学生支援機構の奨学金です。この奨学金は、奨学金貸与割合として、学生の2.6人に1人が本機構の奨学金を利用しているとパンフレットに書いてあります。その中に2種類があり、第一種奨学金の基準として、成績は平均3.5以上。無利子。貸与額は、4年制大学の場合は国立大学か、私立大学か。自宅から通学するのか、自宅外かで金額が異なり、4万5,000円から6万4,000円などとなっています。

第二種の奨学金は、成績は平均以上。利子ありで、月額3万円から12万円の間で選択できます。いずれも連帯保証人あり。返還が滞ると、債権回収会社に回されます。この日本学生支援機構の平成28年度の青森県の新規貸与者数を見ると、第一種2,335人が利用、第二種2,766人と、利子付きの奨学金利用者が多いという実態があります。日本学生支援機構に電話をかけたみましたが、市町村ごとの数字は公表していないという返事でした。大学卒業と同時に多額の借金と利子を背負っての社会人としてのスタートが始まる若者が多数いるということです。

そこで、1つ目としてお聞きしますが、むつ市の平成28年度の奨学金制度の利用状況、また滞納状況をお知らせください。借りた年数の2倍の期間で大学生の場合は8年間で返還するとなっておりますが、平成28年度末で返還すべき利用者数の

中で滞納している人数の割合もお知らせください。

2つ目は、政府の施策が不十分な中、給付型の奨学金支給に踏み出す自治体が出てきています。例えば滋賀県の米原市は、大学等を卒業後、市内に定住することを条件として給付制の奨学金を実施しています。むつ市も検討してみてもはどうでしょうか。

3つ目として、むつ市奨学金制度の貸与金額は、いつ決めたものかもお聞きします。

第3として、インフルエンザ予防接種費用の助成を以前と同様に、市民全員を対象にすべきについて質問します。ことしは、例年と異なり、インフルエンザB型の患者が早くふえ、A型、B型と同時に流行し猛威を振るい、学級閉鎖等が続きました。このインフルエンザ予防接種について、ある市民の声を受けて質問いたします。その方は、慢性疾患でむつ総合病院に通院している助成対象外の男性です。4年ほど前に1,800円でこの予防接種を受け、次の年も1,800円持参して受けに行ったところ、4,000円以上かかると言われ、接種しないで帰ってきた。その後今日まで高くて受けていないという訴えでした。調べてみますと、助成の対象者が狭められていたことがわかりました。助成券を発行して対象になるのは、生後6カ月から小学6年生までと高齢者だけとなっています。

1つ目の質問として、なぜ助成対象を狭くしたのでしょうか。助成対象外の方は、むつ総合病院で5,020円で軽くはない重い負担です。

2つ目として、せめて生活保護世帯の方、市民税非課税の方への助成を復活させるべきではないでしょうか。また、インフルエンザにかかると重症化しやすいと言われている心臓病、腎臓病等の慢性疾患を抱えている方も、医師の意見書をつけて助成の対象にすべきではないでしょうか。

3つ目として、昨年鎌田ちよ子議員も取り上げ、重複しますが、受験生の中学3年、高校3年への助成もすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

以上で壇上からの質問といたします。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（白井二郎） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

3番佐々木隆徳議員を指名いたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

医療行政について及び福祉についてのご質問につきましては、健康づくり推進監からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 工藤議員の教育行政についてのご質問の1点目、むつ市奨学金の利用状況、返済状況についてお答えいたします。

むつ市の奨学金貸与制度は、高等学校以上の学校に就学している方に対して必要な学費を貸与し、人材育成することを目的に、昭和35年度から実施しております。その利用状況について、平成28年度決算でご説明いたします。

まず、貸与状況についてであります。貸与者数は高校生が18名、大学生が99名、専門学校生が14名で、合計131名となっており、貸与総額は4,320万円であります。

次に、返還状況についてですが、返還者総数は332名で、そのうち滞納者が83名となっております。

す。返還金額は、現年度分が4,679万7,000円に対して、4,399万4,500円返還されておりますので、収納率は94%となります。平成27年度以前の滞納分が2,531万8,500円に対して、339万2,500円返還されており、収納率は13%となります。このほか繰上返還も含めまして、当該年度の返還総額は5,178万2,000円となっております。

次に、貸与額について、月額でご説明いたしますが、大学生及び専門学校生には3万円、高校生には1万5,000円と規定しており、大学生の金額は平成8年度から、専門学校生及び高校生の金額は平成17年度から現在の額と定めております。

現行の奨学金の貸与額については、貸与を受けている奨学生を対象に平成28年度にアンケート調査を行い、6割以上の方から、貸与額は今のままでよいとの回答をいただいております。

次に、ご質問の2点目、給付制奨学金を含む制度の拡充についてお答えいたします。市では、今年度より医師不足の解消と市内高等学校の学力の向上を図ることを目的に、市内の高等学校から大学の医学部医学科へ進学した者に対して年額50万円を助成する「むつ市未来人材育成奨学金プロジェクト・むつ市大学医学部修学助成金制度」という給付型の奨学金制度を創設いたしました。また、市内の民間企業の取り組みになりますが、市内企業と銀行が連携し、参画企業に就職した場合、企業が奨学金の返済分を給付する「おかえり奨学金制度」が創設されたと伺っております。しかし、むつ市奨学金は学費を貸与し、もって人材を育成するという趣旨に賛同した方からのご寄附などによる育英基金により運営しておりますことから、給付型の奨学金を創設する場合には、新たな財源の確保が必要となります。

今後は、国や県の動向、他自治体の状況などを注視しつつ、また制度の拡充につきましては奨学金の原資や貸与額及び貸与枠などを総合的に勘案

しながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） 工藤議員の医療行政についてのご質問にお答えいたします。

国は、地方公共団体が独自に行う子供医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を平成30年度より行わないこととしましたが、これにより生じた財源につきましては、各自自治体においてさらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるという通知が厚生労働省から出されております。

この内容につきましては、強制ではないと理解しておりますが、社会保障審議会等でのさまざまな議論を経て、この通知に至ったものであり、その趣旨を尊重し、生じた財源につきましては、少子化対策に有効に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、助成を小・中学生の通学費まで拡大する考えはないかのご質問についてであります。子供の医療費助成につきましては、むつ市総合経営計画の基本方針「暮らしの向上」の中でも主要計画として位置づけ、充実を目指しているものであります。

県内市町村の医療費助成についてご紹介がありましたが、子供の数や財政状況などさまざまな条件が異なる中での取り組みとなりますので、一概に比較するのではなく、それぞれの条件の中で最善の取り組みを目指していくことが重要であります。将来にわたっての安定的な財源の確保を前提に、前向きかつ慎重に検討していく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、比較的所得の低い地域では、医療費助成対象年齢を引き上げると入院が減るという調査に

つきましてお答えいたします。医療費助成制度が子育て世代支援のため必要とする見方がある一方、安易な受診を助長するのではといった意見もある中で、興味深い調査結果であると思われます。これは、一つの調査結果から出された知見と存じますが、今後も全国的に子供の医療費助成制度のありようが検討される中で、さらに研究が進められ、さまざまな議論がなされるものと思われます。

医療費助成制度は、まず子供の健康を守ることが大きな目的でありますし、子育てをしている家庭の経済的支援という側面も同じように重要であります。今後もさまざまな知見を参考にしながら、国や県の動向を見きわめつつ、よりよい制度を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉についてのご質問、インフルエンザ予防接種の助成の拡大についてお答えいたします。予防接種につきましては、むつ市総合経営計画の「一人ひとりの健康づくりの推進」に感染症予防対策の推進として位置づけられているものであります。予防接種には、大きく分け、予防接種法に基づき市が実施する定期接種と、法に基づかない任意接種があります。

インフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上の方と60歳から64歳で一定の疾患がある方は定期接種の対象となり、これ以外の方は任意接種の対象となります。平成25年度までは、市の独自事業として全市民を対象に実施しておりました。その後平成26年度は生後6カ月から13歳未満の小児、13歳から64歳の生活保護世帯、非課税世帯の方、妊婦、平成27年度は生後6カ月から小学6年生の小児と妊婦、平成28年度は2回の接種が必要で、成人より費用負担が大きい生後6カ月から小学6年生の小児を対象としております。

一方、定期接種の動向としましては、平成25年度にヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子

宮頸がんワクチン、平成26年度には高齢者肺炎球菌ワクチン、平成28年度にはB型肝炎ワクチンとこの5年間で5種類ふえたことにより、インフルエンザ予防接種費用の助成対象者を見直し、現在に至っております。

定期接種を優先して実施しなければならないことはもちろんですが、任意接種費用の助成を実施している市町村が少ない中、市は小児のインフルエンザのほか、厚生労働省の厚生科学審議会において定期接種へ移行すべき優先度の高いものとして検討されている小児のロタウイルスワクチン、おたふく風邪ワクチン接種の費用の一部助成につきましては、医師の助言もいただきながら、既に行っているところであります。

市といたしましては、まず法に基づく予防接種の実施を優先し、任意接種につきましては、60歳未満の方のインフルエンザワクチン接種費用の助成も含め、今後も国の動向、他自治体の状況、医師会のご意見等を参考にしながら、助成事業を進めていくことが重要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、順番に再質問させていただきます。

2016年12月22日付の数字についてですけども、これは強制ではないという受けとめ方でした。それでも、さまざまな意見がある中で、その趣旨を尊重して、少子化対策に使いたいという、このような回答でした。

昨年の12月の参議院厚生労働委員会で共産党の倉林明子議員の質問に対して、自治体がさらなる医療費助成の拡充に活用することを禁止するものではないと言っているのです。自治体自ら適切に判断いただくことを想定した通知だ、このような回答を得ています。このことをどのように思いますでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） どのようにと申しますか、通知のとおりだと理解しております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） この通知を理由に医療費の拡充をストップさせているという消極的な自治体が出ているということも一部にはありますので、この回答をきちんと踏まえて禁止するものではない、自治体自ら適切に判断していただくことを想定した通知だ、このことをしっかりと受けとめて、前向きに子供医療費窓口無料化の前進に努めていただきたいなと思っております。

そして、他市の広がりはどう見るのかということでは、総合経営計画の中で充実を目指しているとうたってはいますけれども、子供の数とか財政状況、それぞれの条件の中で安定的な財政の中で慎重に進めるというような今の答弁でした。しかし、子育て支援の前進の中で、青森県内の10市の中でも7市がもう決断して進んでいます。そういう中で、やはり少子化対策、子育て支援の大きな柱として、むつ市もその仲間に入って子育て支援を大きく進めるべきだと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、健康づくり推進監が答弁したとおり、一様に比較するというだけでなく、それぞれの条件がありますので、その中で最善の方法を目指していくということが必要なのだというふうに思っています。これは、全ての行政について言えることだと思いますけれども。

いずれにしても、財源が問題だというふうに我々繰り返し述べさせていただいていまして、その問題の解決なくして、この取り組みについての前進はないと私は理解をしております。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 今財源のことを言われましたけれども、子育ての通院費の無料化が進む中で、むしろ医療費が少なくなったという先進地の例があるのです。慶応大学の研究では、治療費のかかる入院が減ることが初めて判明した、このような研究結果が出ています。これは、慶応大学大学院経営管理研究科の後藤准教授と京都大学経済学研究科の大学院生加藤さんの行った研究結果なのです。助成のうち、通院費の支給対象年齢が引き上げられた度合いを数値化して、その結果、低所得地域は対象年齢の引き上げで全体的に入院が少なくなっていた。例えば12歳から15歳に引き上げると、入院数は5%減る関連性が見られた。低所得地域では、家計が苦しく病院に行けなかったり、慢性的な病気にかかりやすかったりした患者が、医療費助成で外来診療を利用しやすくなり、結果として入院が減った可能性がある、このような見方があります。長い目で見ますと医療費に影響する、この結果をきちんと受けとめて、むつ市も対策を立てていただきたい、このことを訴えたいと思います。

そして、全国的には中学生や高校生までの入院費の助成は全体の9割まで広がっています。そして、通院費の助成も8割まで広がってきています。ペナルティーの完全廃止、国の制度による子供医療費の無料化が必要ですが、子供の健康に格差が生まれるということはあってはならないことです。どうかむつ市も全国の先進地の実情を踏まえて、この研究の結果を踏まえて前進していただきたい、このことを強く訴えて次の質問に移りたいと思います。

次に、むつ市奨学金制度の拡充についての再質問です。むつ市の奨学金の利用状況を今答弁いただきましたけれども、返還が滞っているのは、細かい数字はちょっと私もすぐには出てきませんけれども、4人に1人ぐらいの方が滞納していると

いう状況だと受けとめました。

日本学生支援機構では、学生の2.6人に1人利用すると書いていましたが、学生の2人に1人は奨学金を利用しているという報道を耳にしました。むつ市のあるお母さんの話ですけれども、1人目の子供のときは、日本学生支援機構の第一種、これは利子なしのほうの奨学資金ですけれども、それを申し込んだら不合格になった。そして、仕方がないから銀行の教育ローンを借りて子供を大学にやった。そして、2人目の場合は、第一種の無利子のほうに合格して、今6万4,000円を借りている。それでは足りないので、プラス家庭のほうからも送っている。このようなお話を聞きました。本当に奨学金なしには、もう大学とか専門学校に子供を進学させるのは難しい状況が広がっていると思います。このお母さんは、むつ市の中では給料は高いほうだと思います、安定的な雇用の家庭の方です。でも1人、2人を大学、専門学校に入れるという中では本当に奨学資金を使わざるを得ない、このような状況が広がっていると思っています。

そして、むつ市の奨学金の制度については、このお母さんは知りませんでした。「むつ市も奨学金あったんですか」、このような返事が返ってきました。高校で10人ほどの枠、そして大学、専門学校等では30人の枠というのは、本当に小さいのではないかと思います。でもむつ市の場合は、成績が3.0以上で延滞金がないし、使いやすいのですけれども、一つの問題は、私3万円という金額だと思うのです。3万円という金額が決められたのは平成8年ですよね。平成8年に3万円、今から22年ほど前のことです。その当時から見ると、授業料が上がっていますし、平均賃金が今全国的に下がっています。そういう中で3万円という金額は、本当に使いにくい。だから、日本学生支援機構のほうに流れていく、そういう事情があるの

ではないかなと思っています。

しかし、日本学生支援機構は、保証人もありませんし、滞納すると、それこそブラックリストに載るような、そういうふうな危険な奨学資金となっています。

私ごとを言うのは、本当に気が引けるのですが、私も2人の子供が高校のときから奨学資金を利用してきました。川内高校まで私の住んでいる地域から13キロ離れているものですから、バス代だけでも1万8,000円もかかりました。そして、高校卒業後は1人は看護学校ですから、これは給付型です。もう一人は、町の奨学金と銀行ローンを借りて、そして社会人になって奨学資金はそれぞれ払いましたけれども、結婚するときその奨学資金の返済を抱えて結婚したという現実があります。身の丈ほどではない、そのような我が家の家庭かもしれませんけれども、ちょっと聞いてください。

このように私たちが決断したのは、私の夫が小学校卒業の春に父親が、勉強したければ大学にもどこにでもやるよと言った父親が突然亡くなって、母子家庭となって、夢が絶たれて、そして本当に絶望の縁に陥った。そういうふうな経験を踏まえて今子供たちを、借りれる奨学金を借りて、そして何とかしのいだ。本当に私たちも綱渡りの大変な思いをして子供を育てて、子供を学校に上げてきました。そういう思いを持っていますので、私は本当に勉強したい子供たちには奨学資金を利用させたい、そのような思いで今回質問いたしました。

それで、むつ市の奨学金制度について、給付型ということで私質問しましたが、確かに医学部を目指す人には年間50万円の医学部助成制度というのがあります。そして、「おかえり奨学金制度」は民間の会社が5社でやっています。しかし、むつ市でもこの奨学金、給付型に踏み出すべ

きではないでしょうかという思いを今ぶつけました。

進んだところでは、滋賀県の米原市で、大学を卒業したら地元に戻ってくる、このようなことを条件として給付型の奨学資金に踏み込んでいます。むつ市はどうでしょうか。そのことについても、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

制度の拡充についてということで、まずお答えいたしますけれども、先ほど教育長が答弁したとおり、今現在私たちが実施しております奨学金は、最初に言ったとおりですので、奨学金貸与制度ということで学費を貸与し、もって人材を育成するという趣旨に賛同した方からのご寄附などによっての基金となっておりますので、給付型の奨学金を創設する場合には、また新たな財源の確保が必要になるということをご理解いただきたいと思います。

ことしから実施しておりますむつ市大学医学部修学助成金制度というのは、企業版のふるさと納税ということで、財源が確保できたということから、このように希望を持った方を応援したいということで創設した制度でございます。

先ほど教育長が答弁したとおり、今後は国や県の動向、他自治体の状況などを注視して、制度の拡充につきましては研究してまいりたいということをご申上げております。

それから、金額が3万円は少ないのではないかと申したけれども、それにつきましても、先ほど教育長が答弁の中で申し上げましたとおり、アンケートの中では6割以上の方がこのままでよいと回答していただいておりますし、日本学生支援機構が実施している奨学金制度、こちらのほうは重複して借りることもできまして、実際うちのほうのむつ市の奨学金とこちらのほうの日本

学生支援機構と重複して借りている方が多いということはお聞きしております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 私は、やはりむつ市としても、身近なむつ市として、3万円ではなかなか大変なので、奨学資金というのは借金ですから、3万円を選ぶ方、4万円を選ぶ方、5万円を選ぶ方ということで、身近なむつ市、自治体が奨学金を借りたい方に寄り添って、寄附金だけでは足りなければむつ市で一般財源を投入しても、本当に希望を持った子供たちが学べるような、そのような奨学金制度にしていく必要があるのではないかなというふうなことを感じています。

日本学生支援機構のほうのデータを使って、ある方が研究したのだそうですけれども、青森県は63%の方が奨学金を使っている。本当に全国平均の2倍の人数が奨学金を利用している。これは、所得との相関関係があると思います。私は、青森県は本当に所得が低い、その中でもむつ市は低いほうに入と思うので、もっともっと身近なむつ市がそういう子供たちの、むつ市の経済的な実態に寄り添って拡充して行ってほしいなというふうなことを思います。

それでは、最後にインフルエンザですけれども、このインフルエンザの支援をやめたというのは、成果がある、ないということではなくて、財政上の困難といいますか、定期的な接種が広がったということで、そちらのほうに優先して使って、任意のインフルエンザのほうの助成を狭めていったというふうな答弁でしたよね。

それでも助成のない方、私が相談受けた方は生活保護の方で、慢性疾患で病院に通っている方なのです。そういう方が受けられないという実態があるということは、もう少し生活保護の方、市民税非課税の方、重症化しやすいと医師が意見をつ

けた方には助成してもいいのではないかなというふうなことを私は本当に要望したいと思います。

補助を継続しても目的が達成されていない、効果が乏しいと認められるものは補助廃止の方針が出ているという、そのような予算編成方針を見ますと、少し冷たいのではないかなというふうな気がいたします。財政だけの理由でこのように助成がだんだん狭められているということを本当に残念に思います。

私は、もっともっと市民に寄り添った計上をすべきだということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（白井二郎）　これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎）　以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月3日及び4日は休日のため休会とし、3月5日は菊池光弘議員、佐賀英生議員、横垣成年議員、原田敏匡議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時56分 散会